



長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画

令和8年3月
長岡京市



はじめに

近年、少子高齢化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、生活課題や福祉ニーズは多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響下での経験を通じて、健康づくりや地域における支え合いの重要性が改めて認識されています。こうした状況を踏まえ、行政のみならず、地域、関係団体、市民の皆様が連携しながら、誰一人取り残されることのない地域社会の実現が求められています。



本市では、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指して、平成15年3月に「長岡京市地域健康福祉計画」を策定して以来、地域の生活に根ざした福祉施策を展開してきました。平成28年3月には「長岡京市第2次地域健康福祉計画」を策定し、その理念を継承しつつ、社会の変化や新たな課題に対応する取り組みを進めてまいりました。そして今回、これまでの取り組みをさらに深化させるため、「長岡京市第2次地域健康福祉計画」の後期計画を策定いたしました。

本計画の上位計画となる、長岡京市第4次総合計画の将来都市像である「住みたい 住みつけたい 悠久の都 長岡京」の実現に向け、基本理念の「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を引き継ぎ、自助、互助・共助、公助による取り組みを深めることで「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」を目指し、全力を挙げて努めてまいります。

本計画の策定にあたりましては、長岡京市地域健康福祉推進委員会の皆様をはじめ、住民の対話ワークショップに参加いただいた市民の皆様、関係機関・団体の皆様から、多くの貴重なご提言をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様、地域活動団体、福祉関係事業者、民間企業の皆様とともに、健康で安心して暮らせる地域づくりを着実に進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

長岡京市長 中小路 健吾

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 地域健康福祉における近年の動向	4
第3章 中期計画の総括	12
第4章 地域健康福祉推進のための方策	16
第5章 計画の基本的な考え方	20
第6章 施策内容	
1. 地域を支える担い手づくり	
(1) 地域福祉の風土の形成	23
(2) ボランティア活動等の推進	25
2. 支えあい・助けあいの地域づくり	
(1) 「自助」、「互助・共助」のシステムづくりの推進	27
3. 豊かに暮らせる環境づくり	
(1) 「公助」のしくみづくりの強化	32
(2) 相談機能、情報収集・提供機能の充実	36
(3) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実	39
(4) 就労に対する支援の充実	43
(5) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進	46
第7章 施策の取り組み目標	48
関連計画1 長岡京市第2次とりこぼさない支援体制整備事業（重層的支援体制 整備事業）実施計画	50
関連計画2 長岡京市第2期成年後見制度利用促進基本計画	70
資料編	
1. 用語集	74
2. 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）の概要	77
3. SDGs との関連	78
4. 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱	79
5. 長岡京市地域健康福祉推進委員会の実施状況	83
6. 長岡京市地域健康福祉推進委員会委員名簿	84

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨と背景

本市では、平成28年3月に「長岡京市第2次地域健康福祉計画」を策定し、地域の生活課題に根ざした福祉の実現に向けて総合的な福祉施策の展開に取り組んでいます。本計画は15年計画であり、令和3年3月に計画内容を見直し、「長岡京市第2次地域健康福祉（中期）計画」を策定しました。

それ以降、国においては、急速な少子高齢化や人口減少の進行に伴う社会保障費の増大を背景に、社会保障制度の持続可能性の確保が大きな課題となっています。また、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化や、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が変化している中で、令和3年4月に社会福祉法が改正され、市町村を中心に、制度や分野の枠を超えた包括的な支援体制の構築を推進するための「重層的支援体制整備事業」が規定されました。少子化対策とこども・子育て支援を強化するため、令和5年4月に「こども家庭庁」が設置され、さらに、単身高齢者や単身世帯の増加など世帯構造の変化から、令和6年、社会的な孤独や孤立の問題の深刻化に対して対策を推進するための孤独・孤立対策推進法が施行されました。これからの地域福祉は、高齢者、こども、障がい者、生活困窮者といった属性や世代を超えて、人々が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、地域住民や関係団体が支え合いながら、包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」を具体化していくことが一層求められています。

「長岡京市第2次地域健康福祉（中期）計画」が令和7年度末をもって終了することから、地域を取り巻く現状と課題をワークショップ（住民懇談会）等で確認し、前期・中期計画の基本理念を継承しつつ、国の施策や地域福祉の動向等を反映した見直しを行い、より実効性のある取り組みを推進するため、「長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

「長岡京市第2次地域健康福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられる計画です。本市では、福祉分野に加えて、広く保健、医療分野も含めた計画とし、「地域健康福祉計画」と称しています。国が策定している計画のガイドラインを踏まえ、福祉分野の上位計画として各分野の計画との調和を図りながら推進します。

また、本計画は「長岡京市第4次総合計画」における健康福祉分野の分野別計画の中核的な計画であり、以下の分野別計画と理念や重点施策を共有し、各分野の具体的な取り組みについては分野別計画に委ねることで、より実現可能な体制を整備しています。

分野別計画：高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者（児）福祉基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、こども計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、健幸長寿プラン

*社会福祉法第106条の5の規定に基づく「長岡京市第2次とりこぼさない支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」は、本計画の柱となる施策であるため、本計画に包含します。

*成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の第1項の規定に基づく「長岡京市第2期成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に包含します。

*社会福祉法第109条の規定に基づく団体である長岡京市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する「長岡京市第5次地域福祉活動計画」と連携し、整合を図りながら、地域福祉に関する取り組みをより効果的に推進するための計画とします。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成28年度を初年度とし令和12年度までの15年間であり、本計画の期間は、令和8年度～令和12年度の5年間です。

4. 長岡京市第4次総合計画と関連する分野別計画・計画期間

H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
長岡京市第4次総合計画														
第1期基本計画					第2期基本計画					第3期基本計画				
長岡京市第2次地域健康福祉計画														
前期計画					中期計画					後期計画				
							長岡京市とりこぼさない支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）実施計画							
							第1次				第2次			
							長岡京市成年後見制度利用促進基本計画							
							第1期				第2期			
長岡京市高齢者福祉計画														
第7次			第8次			第9次			第10次					
長岡京市介護保険事業計画														
第6期			第7期			第8期			第9期					
長岡京市障がい者（児）福祉基本計画														
第5次					第6次									
長岡京市障がい福祉計画														
第4期		第5期			第6期			第7期						
長岡京市障がい児福祉計画														
第1期					第2期					第3期				
長岡京市子ども・子育て支援事業計画									長岡京市子ども計画及び第3期長岡京市子ども・子育て支援事業計画					
第1期			第2期											
長岡京市健康増進計画														
第1次					第2次					第3次				
長岡京市食育推進計画														
第2次					第3次					第4次				
長岡京市自殺対策計画														
長岡京市健幸長寿プラン2025									長岡京市健幸長寿プラン2030					
長岡京市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）														
第3次					第4次					第5次				

第2章 地域健康福祉における近年の動向

1. 社会情勢等

(1) 少子高齢・人口減少

少子高齢・人口減少は、依然として国及び地域が直面する最も大きな課題の一つであり、社会経済の存続基盤を揺るがす深刻な状況といえます。特に近年は、出生数の減少に歯止めがかからず、同時に現役世代の急速な減少が進んでおり、労働力人口の縮小や地域の担い手不足が一層顕在化しています。

また、高齢化率の上昇に伴い、医療・介護需要の増大や社会保障費の増加が見込まれる一方で、それを支える人材や財源が不足するという「需要の増大と担い手の不足」が同時進行する構造的課題が深刻化しています。

人口構造の推移を見ると、令和7年を迎え「高齢者の急増」から「現役世代の急減」へと局面が移り、超高齢社会が現実のものとなっています。生産年齢人口の減少により社会の担い手不足が深刻化する中、限られた世代で持続可能なしくみを築き、社会の活力を維持・向上させていくことが、社会保障改革における重要な課題となっています。

本市の14歳以下人口は、令和5年10月現在で13.5%（11,129人）であり、令和6年10月現在では13.4%（10,991人）に、令和7年10月現在では13.2%（10,820人）と率、人数とも微減の状況となっています。

一方、高齢化率（65歳以上）は、令和5年10月現在、26.5%（21,823人）であったものが、令和6年10月現在では、26.5%（21,796人）に、令和7年10月現在では26.4%（21,679人）と、ほぼ横ばいの傾向を示しています。人数は微減していますが、その減少幅はわずかで、高齢化の進行はほぼ停止していると言えます。

総務省統計局による人口推計月報令和6年10月確定値によると14歳以下人口は11.2%となっており、比較すると本市の14歳以下人口は高水準となっています。また、65歳以上人口は29.3%で、比較すると本市の高齢化率は低水準となっています。

また、転入者数は、令和4年3,702人、令和5年3,790人、令和6年3,624人で、令和6年には若干減少していますが、地域の魅力や利便性が一定の評価を受けている可能性を示しています。転出者数は、令和4年2,979人、令和5年3,059人、令和6年3,340人で、転出者数は増加傾向にあり、地域の人口流動性が高まっている可能性を示しています。

出生数は、令和4年589人、令和5年608人、令和6年588人で、全体的には減少傾向が続いており、少子化の影響が明確です。死亡数は、令和4年805人、令和5年829人、令和6年850人と増加を続けています。

このように、社会動態では転入超過が続いているものの、自然動態では一貫して自然減少が続いています。

長岡京市の人口推移

(単位：人、%)

	令和 5 年		令和 6 年		令和 7 年	
総人口	82,241		82,291		82,073	
高齢者人口	21,823	26.5	21,796	26.5	21,679	26.4
14歳以下人口	11,129	13.5	10,991	13.4	10,820	13.2

各年 10 月 1 日現在

長岡京市の人口動態の状況

(単位：人)

		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
自然動態	出生	589	608	588
	死亡	805	829	850
社会動態	転入	3,702	3,790	3,624
	転出	2,979	3,059	3,340

各年 10 月 1 日における前 1 年間の数値

(2) 共同体機能の脆弱化

少子高齢化や人口減少の進行、未婚化や離婚率の上昇に伴う家族機能の低下、生活様式の変化やリモートワークの普及は、人々の交流機会を減少させ、従来の地縁・社縁による結びつきをさらに弱めており、地域の支え合いの力は低下を続けています。

また、価値観や生活様式の多様化は個人の選択の幅を広げる一方、制度や慣行がその変化に十分対応できず、孤立や排除を生みやすい状況があります。

地域で支援を担う民生児童委員やボランティアにおいても、高齢化やなり手不足の問題に直面しています。

こうした状況において、個人の尊厳や多様な生き方を尊重しつつも、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支え合うしくみを再構築することが求められています。地域の中に新たなつながりを生み出し、「新しい地域共生社会」を築いていくことが課題となっています。

(3) 生活課題の複雑化・複合化

高齢化や単身世帯の増加、非正規雇用や社会的孤立などの影響により、人々が抱える課題は様々な分野の課題と絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。8050 問題やダブルケアに加え、ヤングケアラーや経済的困窮と精神的不調の併存など、課題も顕在化しています。

これらは既存の縦割り制度だけでは解決が難しく、介護や子育てにとどまらず、住まい、就労、教育、家計、社会参加や人とのつながりといった「暮らし」と「しごと」の全般に及

んでおり、制度の枠組みにとらわれない包括的な支援と、本人や世帯の意欲や強みを引き出す支援が求められています。

(4) 孤独・孤立の深刻化

単身高齢者や若年単身者の増加等により、孤独・孤立の問題が深刻化しています。社会との接点を失った人々がそのまま孤立を深めている中で、孤独死やひきこもり、小中高生など若年世代の自殺者数の増加など、世代を問わず問題が広がり、精神的不調や生活困窮と複合する事例も増加してきています。

孤独・孤立の予防的なアプローチと、支援が必要な人を発見するしくみや、本人が支援につながりやすい環境整備といった、地域での新たなつながりづくりが求められています。

特にひきこもり状態にある人への支援においては、内閣府により令和4年11月に行われた実態調査で、146万人がひきこもり状態にあるとの推計値が報告されており、15～64歳のうち約50人に1人がひきこもり状態に該当することになります。これを本市の人口に当てはめると990人ほどがひきこもり状態にあると推計できますが、本市では令和6年度末時点において福祉なんでも相談室に寄せられた、ひきこもり相談実件数は57件であり、潜在化しやすい問題と捉え支援体制を構築する必要があります。

また、全国の数値より低いものの本市でも近年不登校児童生徒数は増加傾向にあります。本市でひきこもり状態にある人の約30%が不登校またはそれに類似する経験をしているというデータからも、義務教育中の不登校が将来的にひきこもりへと繋がらないよう、適切な対応を講じる必要があります。

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひきこもり相談実件数	42	57	57

各年度3月末現在

(単位：%)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
不登校割合 (小学校)	長岡京市	1.4	1.3	1.5
	国	1.7	2.2	2.3
不登校割合 (中学校)	長岡京市	5.2	5.6	5.7
	国	6.3	7.0	7.1

※不登校割合は不登校児童生徒数を在籍児童生徒数で割った割合 各年度3月末現在

(5) 多様性への対応

障がい者、ひとり親世帯、外国人、LGBTなどの性的マイノリティ、生活困窮世帯など、様々な状況にある住民がともに暮らす社会が広がっています。多言語相談の整備や学校・地域における多文化共生の取り組み、さらには生活困窮者支援や、障がい者への配慮など、対応が広がりつつありますが、十分に行き届いているとは言えません。

既存の制度は対象別・分野別に分断されており、複合的課題への柔軟な対応が難しく、言語・文化の壁による医療・福祉アクセスが制限されるケースや、差別・偏見による孤立も課題です。また、支援者側の多様性理解や対応力の不足も指摘されています。

様々な状況にある住民が地域の一員として安心して生活するために、今後、制度整備だけにとどまらず、住民一人ひとりの理解促進や、お互いを尊重し合いながら共生できる文化を醸成することが求められています。

(単位：人、%)

	令和5年		令和6年		令和7年	
外国人住民数	939	1.1	1,041	1.3	1,155	1.4

各年10月1日現在

(6) 人権が尊重される環境の整備

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、また同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)という差別を解消するための3つの法律が施行されました。また、令和5年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(理解増進法)が施行されています。これらの法律は、国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、ともに支えあい、ともに生きることができる「共生社会の実現」を目指すものです。令和3年5月には障害者差別解消法の一部が改正され、令和6年4月から、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務とされました。

社会の多様化が進む中で、人権尊重の理念は地域社会の基盤を成す重要な課題であり、すべての人が互いに尊重され、差別や偏見なく安心して暮らせる地域づくりが求められています。

地域において一人ひとりの人権が尊重される環境を整備することが、持続可能な地域づくりの基盤となるものと考えられます。

【国の動向】

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーターや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たった防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

18

（出典：厚生労働省 地域共生社会の実現について）



2. 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）と分野別アンケートから見た現状と課題

住民の対話ワークショップ（住民懇談会）では、市社協の第4次地域福祉活動計画の4つの活動方針に基づき、住民の皆さんが現在取り組んでいる地域活動についての具体的な内容や活動を通して感じていることなどを共有し、意見を聴取しました。

ワークショップと分野別アンケートからわかった現状と課題をまとめました。

【住民の対話ワークショップ】

活動方針：活動人口・関係人口を増やそう

（様々な地域福祉活動に参加し、地域にかかわりを持つ人を増やそう）

- 「自治会や子ども会、老人会の加入者が減少している」という課題がすべての地域で挙げられました。役割の負担感が課題となっており、自治会に加入する意義を住民に理解してもらう工夫が求められています。
- 「地域活動の参加者や活動者が固定化し、無関心な若い世代も多い」との意見があり、訴求したい年代に魅力的だと感じてもらえるイベントの企画や、SNSを活用した広報が必要とされています。
- 「共働き世帯や働く高齢者の増加に伴い、地域活動への参加が難しい」という状況があるとの声がありました。参加者の負担を軽減し、柔軟な活動内容を検討する必要があります。
- 「スマホやインターネットの普及により地域や隣近所との関わりが減少しており、新しい住民や自治会に未加入の住民とのつながりはさらに希薄になっている」との意見がありました。挨拶や声掛けを推奨するしくみを整え、住民同士の交流を促進する取り組みが求められています。
- 「民生児童委員のなり手不足や多世代交流の場の不足」についても課題として指摘されており、幅広い層が参加しやすい交流イベントの開催が必要です。

活動方針：居こちのよい場所を増やそう

（人と人がつながり、安心してその人らしく居られる場所や機会を増やそう）

- 「単身高齢者や障がいを持つ人々の居場所が不足しており孤立を感じているのではないか」との意見がありました。支援サービスの充実と、外出しやすい環境整備が必要です。
- 「地域イベントやサロンの参加者が固定化している」との課題がありました。新しい住民を巻き込む取り組みを強化することが必要です。
- 「居場所があっても公共交通や駐車場の問題でアクセスが困難」な状況が指摘されました。移動手段の確保や施設の利用しやすさの向上が重要です。
- 「公民館や自治会館のバリアフリー化が不十分である」との意見があり、すべての住民

が安心して利用できる環境を整備する必要があります。

- 「多世代が自由に集える場、こどもが安全に遊べる場、高齢者が安心して過ごせる場が不足している」という意見がありました。地域の拠点を整備し、世代を超えた交流を推進することが求められています。

活動方針：未来の担い手を育てよう

(全世代が地域づくりに関心が持てる機会をつくろう)

- 「こども会の参加者減少や役員の固定化が進み、次世代へのバトンタッチが難しい」との意見がありました。若い世代が参加しやすい柔軟なしくみを構築する必要があります。
- 「若い世代や子育て世代が地域活動に触れる機会が減っている」という課題があり、デジタルツールを活用した情報発信や、親子で参加できるイベント企画が求められています。
- 「子育て世代と高齢者の間に心理的ハードルやコミュニケーションの温度差がある」との意見がありました。三世代交流の場を設け、世代間の理解を促進する取り組みが必要です。
- 「地域に転入してきた住民やこどもたちとの関わりが希薄である」との課題が挙げられました。交流を広げる場を提供し、新しい住民も巻き込むしくみが求められています。

活動方針：パートナーシップで目標を達成しよう

(住民だけでなく、民間の様々な主体との協力関係で目標を達成しよう)

- 「学校と地域との連携や、自治会や活動団体間での連携が不足している」との意見がありました。組織を跨いだ意見交換の場を設け、協力体制を構築する必要があります。
- 「テーマを持って活動している若い活動者と自治会やコミュニティ協議会との接点がない」という意見がありました。活動者同士の情報交換や協力関係のための交流の場を設定し、活動者同士がつながるしくみづくりが必要です。
- 「地域活動の内容や役割がわかりづらく、世代間で考え方にギャップがある」との意見がありました。活動内容の明確化と、参加者への情報提供の工夫が求められています。

その他

- 「バスの本数減少」や「街灯不足」など、地域インフラの課題が指摘されました。移動手段の確保や安全な環境整備が必要です。
- 災害に対する不安がある地域では、「顔見知りの住民がいることの重要性」が挙げられました。防災訓練への参加など、防災意識を高める取り組みと、住民間のつながりを強化することが求められています。
- 「行政から自治会への依頼が多すぎて自治会活動に集中できない」との意見がありました。役割分担の見直しと負担軽減が必要です。

【分野別アンケート】

《長岡京市こども計画及び第 3 期長岡京市子ども・子育て支援事業計画アンケート調査》
(令和 5 年度) (有効回答数：1, 105)

- ご近所や地域の人々との付き合いについて、「親しい」、「やや親しい」、「少々つきあいがある」が約 60%から約 47%に減少し、「付き合いはほとんどなく挨拶する程度」が約 39%から約 52%に増加しています。子育て家庭の地域でのつながりが希薄化しており、子育て家庭が孤立することがないよう保護者同士の交流などの取り組みが必要です。
- 子育てに不安感や負担感を感じるかについては、「非常に感じる」、「なんとなく感じる」が約 49%ですが、相談できる人などがいないと回答した人は、それが 75%となり、相談先がない人ほど不安感や負担感が強い傾向にあります。妊娠期から子育て期において、家庭環境等の変化により多様化する相談に対応する窓口の充実や切れ目のない支援が受けられるような取り組みが必要です。

《長岡京市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査》(令和 4 年度) (有効回答数：1, 823)

- 高齢者を介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるための相談機関である地域包括支援センターの認知状況については、「知っている」が約 33%、「知らない」が約 65%となっています。すべての居住地区で「知らない」の方が多くなっており、一層の周知が必要です。
- 地域づくり活動へ企画者・運営者として参加意欲のある人の割合が前回調査から増えている一方で、参加者として参加意欲のある人の割合は減少しています。地域づくりに参加するために必要だと思ふこととして、「時間や期間にあまり拘束されないこと」が約 52%と最も多くなっています。

《第 6 次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画及び長岡京市障がい福祉計画（第 6 期計画）長岡京市障がい児福祉計画（第 2 期計画）策定に係る実態調査》(令和元年度) (有効回答数：802)

- 近年、様々な自然災害が発生しています。避難行動について、約 16%の人が、自力では避難できない、また約 39%の人が近所に助けてくれる人がいない、約 33%が近所に助けてくれる人がいるかわからないと回答しています。地域住民との関係性の構築が課題と言えます。
- 成年後見制度の認知状況については、名称の認知度は高いが内容の認知度は低い回答結果となっており、成年後見制度に関するさらなる周知と理解を促進することで、ためらいを感じることなく利用できる環境を整えていく必要があります。

第3章 中期計画の総括

基本目標別に、主な取り組みを中心に進捗状況をまとめました。

【基本目標1 地域を支える担い手づくり】

(1) 地域福祉の風土の形成

- 社会福祉大会の参加人数は、令和3年度34人、令和4年度200人、令和5年度164人、令和6年度184人、令和7年度182人と推移しました。
- 市社協は、地域福祉を推進する中心的役割を担う民間非営利組織です。住民参加を促進し、ボランティア活動の支援、相談事業、地域交流活動等を通じて地域福祉の実践を推進しています。また、民生児童委員は住民の一員として相談に応じ、必要な援助を行いながら、適切な支援を結びつける「つなぎ役」として重要な役割を果たしています。厚生労働大臣から委嘱される地域のボランティアで、高齢者や障がい者の見守り、子育て支援など幅広い福祉活動を担い、守秘義務を遵守するため安心して相談できる存在です。民生児童委員は全国的になり手不足が深刻化しており、地域福祉活動の維持に影響を及ぼす課題となっています。なり手不足により、支援が必要な住民が行政や福祉サービスへ適切に結びつかない可能性があり、この課題への対応が急務です。市として、市社協及び民生児童委員協議会への支援は重要であり、財政的支援、人材確保、活動環境整備など多方面から支援を強化する必要があります。

(2) ボランティア活動等の推進

- 市社協は、地域課題を解決するため、ボランティアセンター等を通じた活動支援やコーディネートを行い、必要に応じて行政や市民活動サポートセンターとの調整役を担いました。少子高齢化や人間関係の希薄化など複雑化・多様化する課題に対応するため、市民活動、行政、専門団体の連携が求められています。
- きずなと安心の地域づくり応援事業では、NPO、ボランティア団体、町内会、老人クラブなど多様な主体が、それぞれの専門性やネットワークを活かし、行政サービスだけでは対応しきれない福祉ニーズに応じました。日常的なあいさつや声かけ、地域イベントを通じて住民同士の交流を促進し、「顔の見える関係づくり」やゆるやかな「見守りネットワーク」を構築する中で、制度のはざまにある課題に対し、柔軟な発想で新たなサービスやしくみ（社会資源）を生み出します。
- 市民活動サポートセンター管理運営事業は、潜在的な担い手を行動に結びつける働きかけ、知識や経験を市民活動に活かすなどの、コーディネート機能の強化が求められたた

め、市直営化による協働プラットフォームの構築などに着手しています。今後は、市民のまち活サポート事業として発展させ、財政支援やまち活ミーティングの実施などの事業を包括して、団体の活動をサポートする団体支援、活動団体のネットワークづくりを推進する必要があります。

- 地域福祉活動団体支援事業は、地域福祉活動を行う NPO 法人や民間団体に対して、民間社会福祉活動振興助成金を、令和 5 年度には 6 団体、令和 6 年度には 4 団体に交付しました。令和 6 年度からはオンライン申請の受付を開始し、DX 活用の導入により、申請しやすい環境を整備しました。

【基本目標 2：支えあい・助けあいの地域づくり】

(1) 「自助」、「互助・共助」のシステムづくりの推進

- きずなと安心の地域づくり応援事業では、小地域単位での地域福祉活動を推進するため、市内小学校区ごとにきずなコーディネーターを配置し、地域住民から地域生活課題を聞き取り、解決に向けて様々な取り組みを支援しました。生活課題が複雑化・複合化し、市民ニーズが多様化する中で、福祉の事業者に限らず福祉分野を超えた様々な団体とも連携し、こどもの居場所や高齢者サロン、見守り活動等の市民が活躍する場づくりの支援に努めました。
- とりこぼさない支援を考えるプラットフォームでは、地域の活動者や活動希望者が、出会い・考え・アイデアを共有できる場とし令和 4 年度から交流会を定期的に開催しました。年間複数回開催することで参加者が増加し、開催を継続することで活動者の出会いだけでなく、活動のコラボレーションや新たな活動をうみだすなどの効果がありました。
- こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業は、令和 7 年度から開始し、実態把握に努めました。こどもをテーマに多世代が交流する場・誰もが活躍できる場づくりを目指しています。居場所づくりに興味や関心はあるが一歩踏み出せない人に対して、うまく活動できるよう潜在層の掘り起こしの方策や、居場所づくり活動の立ち上げから安定し継続できるための伴走支援が必要です。
- 災害時とともに助けあう制度では、避難行動に配慮が必要な人が確実に避難できるよう対象者把握と個別避難計画の作成を行いました。令和 7 年度災害時要配慮者支援制度登録者は 2,478 人です。個別避難計画作成は、発災時に必要な支援を要配慮者から聞き取りまとめ、地域の助け合いを推進する共助の取り組みです。地域の防災活動においては自治会や地域それぞれの特性に応じて進めていくのが望ましいという観点から、取り組みを始める自治会に対しては、個別に出前講座を実施し、研修動画を公開するなどのサポートをしました。すべての地域において要配慮者支援を含めた防災活動や地域へのサポート体制の構築が求められています。

【基本目標3：豊かに暮らせる環境づくり】

(1) 「公助」のしくみづくりの強化

- 生活困窮者自立支援事業では、新型コロナウイルス感染症対策等により就労や家計に影響を受けた困窮世帯に対して個別に支援を行ってきました。税や料の支払い、住宅や教育関係など庁内で連携し、支援対象者を早期に把握できる支援体制づくりを行いました。相談内容は個別性があり、緊急性がある場合や伴走的な支援が必要な場合もありますが、課題を包括的にとらえ個別支援プランを作成しました。また、アウトリーチ支援、ひきこもり支援を開始しました。相談ニーズが多岐にわたるため令和5年度から「長岡京市生活困窮者対策・とりこぼさない（重層的）支援体制整備庁内ネットワーク会議」に会議体を拡充しました。制度・サービスだけでは支えることが難しい生活課題や日常的な見守り活動、権利擁護支援において、地域全体における包括的な支援体制の構築をより一層進めます。
- 成年後見制度利用促進体制整備事業では、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和3年度に中核機関を設置しました。市と福祉専門機能を持つ総合生活支援センター受託団体との共同設置とし、司法と福祉の専門職団体と家庭裁判所、市内関係機関等が参画する協議会を運営し、支援者勉強会を通じて市民の権利擁護支援について本人や関係者が理解を深めるとともに、支援連携のとりやすい顔の見える関係づくりに取り組みました。令和5年度からは、金融機関との意見交換会を実施しており、今後も様々な分野の参画が求められています。
- 災害対策基本法に基づき、被災リスクの高い地域等の要配慮者に対して、市が福祉専門職と連携し個別避難計画を作成する公助の取り組みも始めました。

(2) 相談機能、情報収集・提供機能の充実

- 福祉なんでも相談室では、市独自の福祉の総合相談窓口、生活困窮者自立支援、就労支援、住居相談支援など複数の機能があり、相談件数（延べ）は、令和3年度796件、令和4年度1,585件、令和5年度1,974件、令和6年度2,174件でした。支援が必要な人に必要な支援が届くよう、当室を中心に庁内外関係機関との連携の強化を図る必要があります。
- 家庭児童相談室では、こども、子育てに関する各種相談、児童虐待の未然防止に努めました。虐待の新規受理件数は、令和5年度180件、令和6年度195件でした。増加要因としては、児童虐待防止に対する認知の高まり、関係機関からの通告が増加していることが考えられます。令和7年度に妊娠期から子育て期までの切れ目のない取り組みや、保護者と信頼関係を構築し、相談しやすい環境づくりのため、母子保健と児童福祉を集約したこども家庭センターを設置しました。
- ひきこもり支援事業では、国のひきこもりサポート事業を実施し、相談については市独

自の相談窓口と専門相談会を開設しました。また、京都府脱ひきこもり支援センターが実施する相談支援、居場所づくり、関係者間のネットワークづくり等と連携実施しました。また、若年層への早期支援として、中学在校生・卒業生に義務教育修了後を見据えた生活に関する相談会・説明会を新たに実施しました。今後も効果的な方法を模索しながら支援を継続します。

(3) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実

- 高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の見守りを兼ねて配食サービス事業を行いました。24時間の見守り機器やサービスが提供され始めていることから、より有効な在宅生活支援を検討し見直す必要があります。

(4) 就労に対する支援の充実

- 就労支援事業では、福祉なんでも相談室の相談員が、京都ジョブパークや公共職業安定所（ハローワーク）、京都職業能力開発促進センター（ポリテクセンター京都）等と連携し求職者支援をしました。令和6年度の就労相談は、実件数45件、延べ179件でした。就労・増収達成率は、令和3年度47.5%、令和4年度46.0%、令和5年度53.0%、令和6年度52.5%でした。今後も必要な時にスムーズに求職者が適切な窓口で相談できるよう、継続的な制度周知及び庁内外の相談機関との連携が必要です。

第4章 地域健康福祉推進のための方策

令和5年4月から「とりこぼさない支援体制整備事業」を開始しています。引き続き、課題解決に向けて他事業や福祉分野を超えた様々な分野・団体とも連動しながら継続し、包括的で重層的な支援体制を推進するための方策を検討していきます。

(1) 包括的で重層的な支援体制づくりの経過

包括的で重層的な支援体制づくり（相談支援・参加支援・地域づくり支援に向けた取り組みを一体的に実施する方法）について庁内で協議を重ねてきました。その結果、これまでの属性ごとに充実させてきた制度や事業を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業を実施し、分野を超えた連携の中核を担う「多機関協働事業」は市直営で担い、参加支援・地域づくり支援は総合生活支援センターの業務である、本市の「きずなと安心の地域づくり応援事業」と連動させて実施する結論に至りました。また、本市独自の「とりこぼさない支援体制整備事業」という名称とし、庁内の組織改正により所管の担当を新設し、令和5年4月から本格実施を開始しました。

市民個人を対象にする「相談支援」と地域を対象にする「地域づくり支援」、市民個人を地域社会につなぐ「参加支援」が相互補完し、相乗効果が生み出せるよう一体的な体制整備に努めています。

「とりこぼさない支援体制整備事業」を適切かつ効果的に実施するための実施計画を策定し、具体的な体制や取り組みについて記載しています（関連計画1（P50～69）参照）

(2) とりこぼさない支援体制整備事業の概要

3つの支援の柱

①相談支援

- ・ 属性、世代を問わず地域住民の様々な相談を包括的に受け止め、関係機関全体で支援を進めます。
- ・ 相談者の課題やニーズは、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの分野ごとの相談窓口で受け止め、障がいの疑いや、ひきこもりなどはさまの課題については「断らない相談窓口」で受け止めます。
- ・ 相談者の課題やニーズが、既存の制度の枠組みに当てはまらない、これまでの関係者同士の連携では解決が難しい複雑化・複合化した相談の場合は「多機関協働事業」につなぎ、分野を超えた支援策や地域の中で解決できる方法等を、とりこぼさない支援体制整備事業の会議体やアウトリーチ等の手法を活用しながら、相談者、関係機関とともに検討し支援します。



- ・ 支援者の他、地域の民生児童委員、自治会等とも連携し、世帯の課題が深刻化するまでの早期支援に取り組みます。
- ・ 支援者同士の交流や顔のつながりをもつ機会を確保し、円滑に連携協働が図れるようにします。
- ・ 出生から就学前や、義務教育の期間、そして義務教育後の支援が連続するよう、教育・保健・福祉機関が一体となり学術研究機関と連携し、脳科学など最新の知見を活用しながら科学的根拠に基づく支援を進めます。

②参加支援

- ・ 既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要がある場合には、相談者の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復するため、ニーズに応じたオーダーメイドの支援を実施します。
- ・ 多様なニーズに対応するため、多機関、多分野との連携、とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム等への参画を行う中で、既存の社会資源の活用方法等の拡充を図り、新たな社会参加の場や地域の社会資源を創出します。

③地域づくり支援

- ・ 地域住民のニーズと団体や市民の活動の状況を把握し、地域の良さや課題を伝えます。
- ・ 日常生活の中にある「支え合い」を支援します。
- ・ 地域で住民とともにサービスや活動を創出し、ともに運営していきます。
- ・ 住民、地域の社会資源、行政間のネットワークを構築します。
- ・ 住民をはじめ、地縁組織、NPO、社会福祉法人、福祉関係事業者、隣保館など地域づくりへの多様な主体の参画を促します。
- ・ 生活支援の担い手の養成やサービスの創出を行います。
- ・ とりこぼさない支援を考えるプラットフォームにおいて、活動者の主体的な交流を促し、地域での支え合いの基盤を育み、新たな活動の創出を目指します。

(3) こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業との連動

こども食堂等多世代の居場所づくり活動は、こどもだけでなくそこで活躍する人、一緒に参加する人の居場所ともなります。そのような居場所が地域に多様に存在することが、一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりにつながります。

そこで、本市では令和7年度に「こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業」を開始し、自治・共助担当部署等と連携した分野横断的な居場所づくりに取り組んでいます。

居場所づくりに興味関心はあるが一歩踏み出せない担い手になり得る地域住民が潜在的に存在します。地域づくりを推進するための方策として、そのようなニーズを持つ住民の活動


立ち上げ支援や必要な資源とのマッチング、活動継続のための支援等、中間支援団体が伴走するためのノウハウの取得と、分野横断的な地域の居場所づくりを支えるための取り組みを推進し、地域のきずなを育みながら持続可能な居場所づくりを進めます。

(4) 令和8年度からの取り組み

相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に展開し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、より一層地域づくり支援の推進を図ります。

(5) 地域の目指すべき姿




人権が尊重され、すべての人が孤立せず、必要な時に必要な支援を受けながら、役割と生きがいを持って、その人らしい生活を送ることができる地域を目指します。



困ったときはお互い様 まち全体で支え合うために

くらし連携担当では、市の担当部署、社会福祉法人、NPO法人、市民団体、自治会や民生児童委員などと連携して、相談者の支援をコーディネートします。また、支援を必要とする家庭に職員が出向く「アウトリーチ事業」も進めます。生活の中で直面する困難や生きづらさを解消するためには、社会や地域とのつながりが大切です。自分で相談に行くことが難しい人の早期支援や、ご近所同士の見守り・支え合いには、市役所だけでなく、地域の皆さんの協力も必要です。

**とりこぼさない支援
事業の柱となる3つの支援**

- 1 相談支援**

 分野を超えて専門職や機関が連携し適切な支援へとつなぐ
- 2 参加支援**

 NPO法人や市民活動団体などと連携し、地域・社会とつなぐ
- 3 地域づくり支援**

 人と人のつながりの基盤づくりを支援

総合的な支援へ

(例) 80歳の親。生活のしづらさを感じ、介護サービス相談をしたいが、同居する50歳の無職の子の生活が気がかりである。

これまでは、介護(親)や生活困窮(子)の各担当部署で個人を支援していましたが、今後は、くらし連携担当が世帯の課題解決に向けて連携できるようコーディネートします。また、ケアマネジャーやハローワーク、ひきこもり支援を行う市民団体などとも連携し、社会とのつながりを実現します。

(例) の他、左記のような世帯状況で課題が複雑化・複合化し解決が難しい場合は、多機関協働事業(くらし連携担当)が関係機関とともに検討し支援をコーディネートします。

8050問題・ひきこもり	ひきこもり当事者と親が高齢化して社会から孤立する
ダブルケア	子育てと親の介護などが同時に発生している
精神・発達障がいの疑い	診断はないが障がいが見られ、自立が困難である
ヤングケアラー	家族の世話を大人の代わりに子どもが担っている

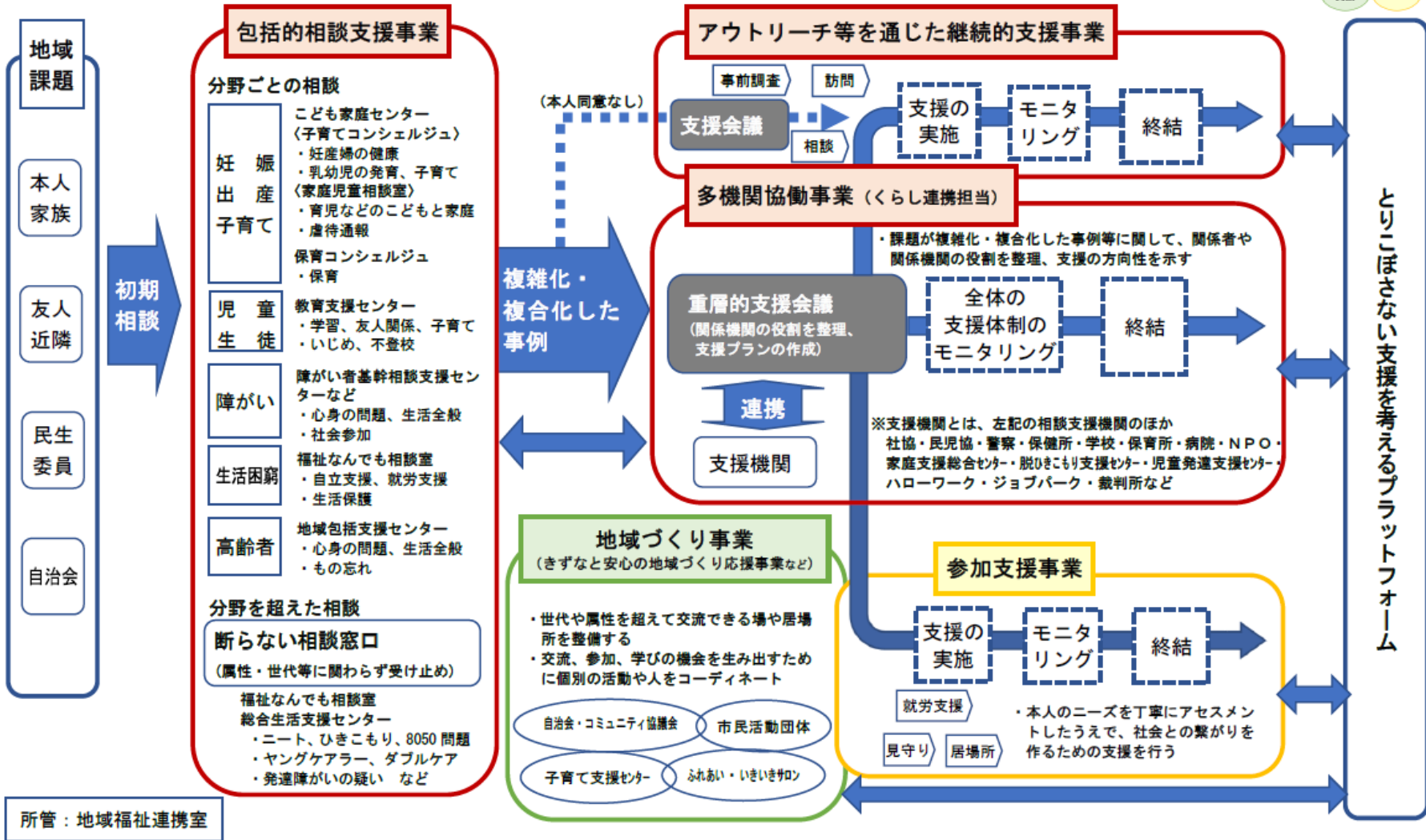
広報長岡京令和5年4月号より抜粋

長岡京市とりこぼさない支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）の概要

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援（包括的相談支援事業・多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施するもの。
- 多機関協働事業（くらし連携担当）は関係機関と連携を図りながら、見守りや伴走による支援をコントロールする。



19



※ 中期計画でのイメージ像（構想）が本図に発展しました

※ 第6章「施策内容」の **とりこぼ** マーク記載事業は本図における体制と一体的に実施するものであることを示しています

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念を「だれもが安心して暮らせるまちづくり」と設定し、基本理念を具現化したものとして「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」の実現を目指します。

2. 基本視点

各施策において共通する考え方を設定しています。

- (1) 「自助」「互助・共助」及び「公助」の役割分担と「協働」の推進
- (2) 多様性を認めあう、ともに支えあう地域づくり
- (3) 支援を必要とする人の主体的な選択を支えるしくみづくり

3. 基本目標

「人」「地域」「環境」を柱とした基本目標を定めています。

- (1) 地域を支える担い手づくり
- (2) 支えあい・助けあいの地域づくり
- (3) 豊かに暮らせる環境づくり

4. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地域健康福祉の施策を担う主体がそれぞれの役割を発揮していくとともに、下記4項目を中心とした各主体との連携と協働で、効果的な推進に努めます。

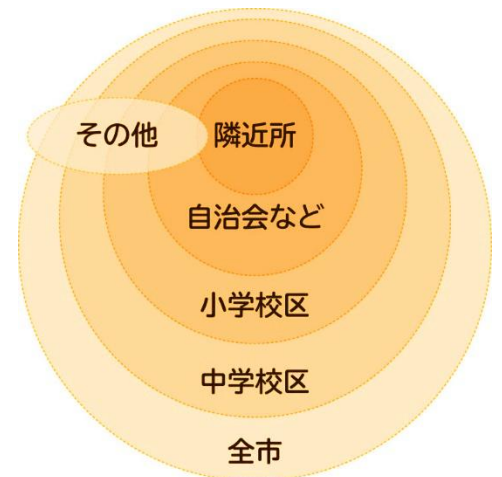
- (1) 市民、各種団体、ボランティア、NPO 法人などとの連携と協働体制の確立
- (2) 民生児童委員との連携強化
- (3) 市社協との連携強化
- (4) 行政内の連携による推進力強化

5. 「地域」の捉え方

地域健康福祉の施策を効果的に進めていくためには、市全体で取り組むこと、各学校区・各自治会などで取り組むこと、より身近な場所で取り組むことなど、重層的な推進体制が必要です。

そのため、人口規模・地理的条件などから「隣近所」を最小単位として6層構造の圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能・体制を整備するとともに互いに連携・補完しながら、地域健康福祉の施策の計画的・効果的な推進を図ります。

なお、これらの圏域は、一人ひとりが行う社会生活のための行動範囲（生活圏）とは必ずしも一致しないため、生活者の視点で「地域」を捉え、各施策を展開することが必要です。



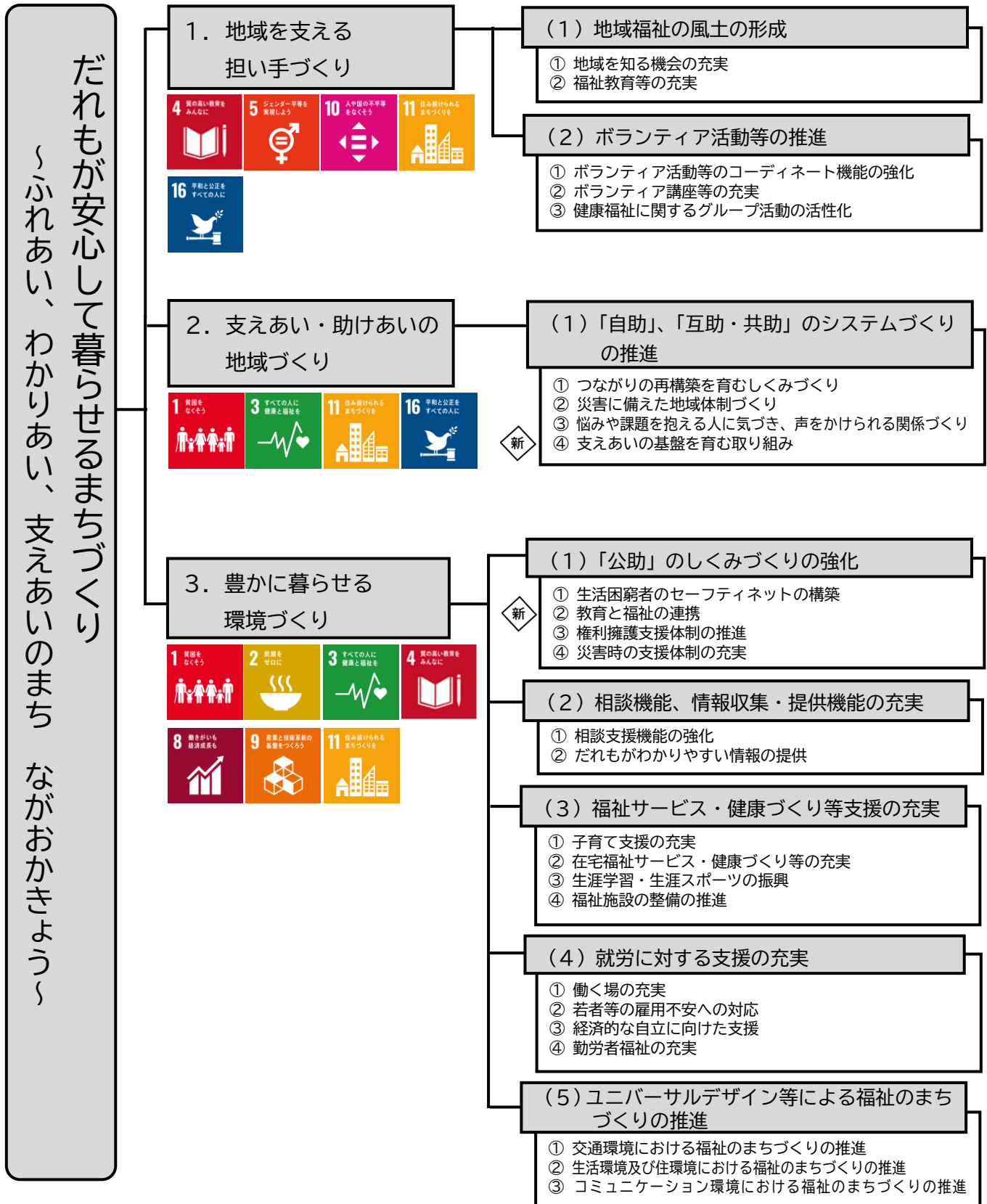
- ①隣近所（もっとも身近な単位）・・・顔の見える隣人関係の圏域です。災害時などいざというときもっとも頼りになる存在として、日頃からの「向こう三軒両隣」の付き合いが大切です。
- ②自治会など・・・自治会などの圏域ごとに、民生児童委員をはじめとする地域活動を担う各種の委員が選出され、老人会や自主防災組織が組織されるなど、それぞれ独自の創意工夫で、魅力と個性ある地域健康福祉活動に取り組むことが可能な圏域です。
- ③小学校区・・・PTA 活動や地域におけるこどもの見守り活動、総合型地域スポーツクラブや地域コミュニティ協議会があり、地域コミュニティの再構築や災害対策、地域健康福祉力の向上など、市民と行政が協働で地域づくりに取り組みやすい圏域です。
- ④中学校区・・・地域包括支援センター、地域子育て支援拠点などが設置され、専門性の高い地域健康福祉活動が展開される圏域です。
- ⑤全市・・・均一な公的福祉・保健サービスの提供を目指すとともに、民生児童委員協議会や市社協の取り組みなど、専門的・総合的・広域的な地域健康福祉活動が展開される圏域です。
- ⑥その他・・・職域や趣味などのグループが、特定の圏域に限定せず地域健康福祉活動を展開する場合を想定しています。

6. 施策体系

<基本理念>

<基本目標>

<施策>



第6章 施策内容

基本目標に基づき、前期・中期計画を継続することを基本としながら、関係法令の制定・改正等により、対応が必要な場合は施策の見直しを行なっています。

なお、第6章「施策内容」の マーク記載事業は本図における体制と一体的に実施するものであることを示しています。

1. 地域を支える担い手づくり

市民による「互助・共助」の力を育てていくため、地域活動やボランティア活動の担い手の育成・確保を図るとともに、市民に対して福祉への理解と協力を求めることで、活動の土壌となる地域福祉の風土を育みます。

(1) 地域福祉の風土の形成

5年後の目標

身近な地域の課題に対してだれもが関心を持ち、自分のできることから支えあい・助けあいの活動に参加している環境があります。

施策の内容

① 地域を知る機会の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民生児童委員と市社協などの地域福祉活動を支援します。

社会福祉大会や総合型地域スポーツクラブでのイベントなど、多くの市民が交流しお互いを知る機会を設けるとともに、様々な人が参加できるよう働きかけ方や実施方法を工夫します。このような取り組みを通して、課題を抱えている人の存在や地域が抱えている課題などに気づくことにつながります。

また、小学校区ごとのワークショップ（住民懇談会）など、身近な地域で市民同士が課題を共有する機会の充実にも努めます。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
地域福祉活動団体支援事業	長岡京市民生児童委員協議会、市社協の活動に対して補助を行います。	地域福祉連携室
社会福祉大会等開催事業	社会福祉事業の振興発展に功績があった人、自立更生者及び自立の支援又は社会参加への促進に尽力した人をきりしま賞として表彰することによって、地域福祉についての関心及び意欲を高め、社会福祉事業の振興を図ります。	地域福祉連携室
総合型地域スポーツクラブ推進事業	生涯スポーツ社会実現のため、すべての小学校区での総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援を行います。	文化・スポーツ振興課

② 福祉教育等の充実

福祉教育は一人ひとりが地域や社会の課題に気づき、考え、解決に向けて取り組んでいく教育活動です。社会情勢が変化していく中、様々な人権問題について学び、課題解決に向けて考える機会を設け、支えあい・助け合いの意識が広がっている地域を作ります。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
障がい者児の人権を考える市民のひろばの開催	障害者週間に合わせてこどもから高齢の人まで参加できる障がいに関する企画や、映画、講演会、障がい当事者による発表などを通して、市民が人権に向き合う機会を作ります。	障がい福祉課
人権・男女共同参画フォーラムの開催	人権週間に合わせて、人権・男女共同参画に関する講演会やパネル展示を行い、一人ひとりの人権が尊重され、生き生きと自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。	共生社会推進課 男女共同参画センター

(2) ボランティア活動等の推進

5年後の目標

身近な地域において、ボランティア活動等の市民による主体的な支えあい・助けあいの活動が活性化し、市民一人ひとりにあった生きがいや健康づくりの活動が活発に行われ、様々な人と触れ合うことによるいきいきとした生活が営まれています。

施策の内容

① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化

ボランティア活動等の市民による主体的な活動を推進するため、関係機関が連携を図り、市民ニーズに応じてそれぞれの特徴を活かした支援や支援を必要とすること（人）と支援できること（人）とのマッチングとコーディネート機能の強化を図ります。

《主な事業》


事業名	事業概要	担当課
ボランティアセンター運営支援事業	市社協が実施するボランティア養成講座、ボランティア連絡会、相談及びコーディネートなどについて支援します。	地域福祉連携室
市民のまち活サポート事業	市内のNPO法人などの市民活動団体の広がりやステップアップ、団体と多様な主体との連携を促進するため、市民活動サポートセンターを中間的な支援機能を担う拠点として団体同士や団体と市民のネットワークづくりの支援、新規に活動したいと考える市民に対する相談及びアドバイスを行います。	自治・共助振興室
生涯学習つながりデザイン事業	生涯学習相談員による生涯学習活動への相談や支援を行います。また、教えたい人と学びたい人をつなぐ生涯学習ボランティア（人材登録）制度の実施や、生涯学習きっかけ講座（わくわく講座）を開催します。	生涯学習課

② ボランティア講座等の充実

新しくボランティア活動を始めようとする人を増やすため、地域課題に即した各種ボランティア講座を開催します。情報提供や開催方法などにおいて、参加しやすく、実践的な内容で、活動に生かすことができるように工夫します。

「とりこぼ」 「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業




事業名	事業概要	担当課
地域お助けサポーターの養成 	地域お助けサポーター養成講座を実施し、身近な地域や施設で高齢者の生活をサポートするボランティアを養成します。	高齢介護課
手話奉仕員養成講座・要約筆記体験講座の実施	手話や要約筆記を学ぶことで、聴覚障がい及び聴覚障がい者の生活についての理解を深めるとともに、参加者がこれらの技術を活かしたボランティア活動に関心を持ち、活動を始める機会を提供します。	障がい福祉課
子育てボランティアの養成・支援	子育てボランティア養成講座を通じ、子育て支援に関することを学習できる場を充実させます。	生涯学習課
図書館サービスの充実	学校や地域での読書啓発活動を推進するため、読み聞かせボランティアの養成や、文庫連絡会等の活動の支援を行います。	図書館

③ 健康福祉に関するグループ活動の活性化

ボランティア活動を含む、NPO 法人・サークルなどの健康福祉に関する団体に対し、活動助成支援や立ち上げ・運営支援など、活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

「とりこぼ」 「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業



事業名	事業概要	担当課
地域福祉活動団体支援事業【再掲】	地域で福祉ボランティア活動などを行う NPO 法人や市民団体等に対して民間社会福祉活動振興助成金を交付します。	地域福祉連携室
障がい者社会参加・自立支援促進事業補助	障がいのある人の活動の充実や当事者団体等の組織育成のため、障がい者団体が自主的に実施する事業に対して補助金を交付する等の支援を行います。	障がい福祉課
介護予防サロン運営事業 	地域で暮らす高齢者等と地域住民等が協力してつくる集いの場（サロン）にて行う、介護予防等活動の推進に対して助成金を交付します。	高齢介護課

2. 支えあい・助けあいの地域づくり

「互助・共助」という地域における支えあい・助けあいのシステム（しくみ、体制、関係）の構築を推進し、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

(1) 「自助」、「互助・共助」のシステムづくりの推進

5年後の目標

全市民が「自助」、「互助・共助」の重要性を認識し、顔見知りになり、声かけや見守り、防災など、地域における多様な支えあい・助けあいの活動が展開され、だれもが地域とつながって暮らせるシステム（しくみ、体制、関係）ができています。

施策の内容

① つながりの再構築を育むしくみづくり



地域生活課題が複雑化・多様化する中で、自治会や自主防災組織、地域コミュニティ協議会、民生児童委員などそれぞれの活動が行われています。

地域で抱える課題を地域で解決できるしくみを考え、市民が主体となった活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

《主な事業》



「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業

事業名	事業概要	担当課
きずなと安心の地域づくり応援事業  P67 参照	市民が地域で地域を見守り支えあう力を醸成していくことを目的として、小学校区単位の連携組織を核にして、市民が自ら活動できる体制をつくるために、小学校区ごとにコーディネーターを配置し、小集団での活動の促進や属性を問わない地域づくり支援を行います。	地域福祉連携室
こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業  P62 参照	「こども」をテーマに多様な世代が活動できる場づくりを通して、住民同士の交流や支え合いの意識を醸成します。活動に取り組もうとする人を支援し、誰もが参加し交流できる機会を充実させます。	地域福祉連携室 自治・共助振興室

地域コミュニティ活性化事業	防災や高齢者の見守り等地域に期待される互助・共助の意識向上を目指し、地域コミュニティの活性化を進めます。地域における各種団体の役割分担等を進め負担の軽減や連携強化を推進します。	自治・共助振興室
地域にあわせた自治活動サポート事業	各自治会における現状や共通課題などについて情報交換や交流を実施します。また、自治会の活動支援として運営補助や事業補助を行い、住民自治活動の充実を図ります。 自治会未組織地域については、みなし自治会制度などを推進し、地域自治の活性化につなげます。	自治・共助振興室
自主防災組織の設立・運営支援	災害時に地域で助け合いができるように財政支援や運営支援などにより自主防災組織の充実と自治会未組織地域に対しても組織化へ向けての働きかけを行います。	防災・安全推進室
青少年健全育成地域活動支援事業	こどもの健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が、相互に連携を深め、子どもを守り育てる活動を支援し、明るく住みよいまちづくりを推進します。	生涯学習課

② 災害に備えた地域体制づくり

日常生活での福祉支援のみならず、災害などの緊急時に備えて、まずは自分自身による備えと身近な地域での市民同士の支えあい・助けあいのしくみができるよう、災害時の助けあい制度の浸透を図ることで、市民同士の協力体制の必要性について理解・認識が深まるよう周知・啓発に努めます。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
災害時にともに助けあう制度（災害時要配慮者支援制度）	災害時に自力で避難することが困難な災害時要配慮者が、近隣住民とともに「どこに」「誰と」避難するかを示す個別避難計画を作成し、災害時要配慮者を含めたスムーズな避難行動ができるよう地域での避難支援体制の整備を進めます。	地域福祉連携室 障がい福祉課 高齢介護課 防災・安全推進室
地域の自主的な防災訓練の支援	大規模災害の発生時に被害を最小限にとどめるために、全小学校区における住民主体の一斉防災訓練	防災・安全推進室

	が実施できるよう支援するとともに、個別避難計画に基づく避難訓練の実施等、より実践的な内容を地域へ働きかけます。	
防災普及啓発・人材育成事業	市と災害ボランティアセンターが連携して防災に関わる新たな担い手を育成し、ネットワークづくりを進めるとともに、小学校区毎の災害ボランティアセンター設置運用訓練や研修会などの活動を支援し、災害発生時の共助のしくみづくりを推進します。また、出前講座等を積極的に行い、外国人を含めた市民への防災知識等の普及啓発に努めます。	防災・安全推進室

③ 悩みや課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり

地域で見守り見守られる体制ができるよう、身近なところで様々な地域生活課題を抱えた人に気づき、声をかけられる関係や深刻化させない取り組みを進めます。

《主な事業》



事業名	事業概要	担当課
自殺対策事業	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。	地域福祉連携室
認知症サポーター養成、おでかけあんしん見守り事業	認知症になっても本人や家族が安心して暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識を持ち、地域で本人や家族を手助けしてくれる認知症サポーターを養成します。また、認知症等により行方不明となるおそれのある人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、おでかけあんしん見守り事業を推進します。	高齢介護課
あいサポート運動事業	多様な障がいの特性を学び、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けをする「あいサポーター」を養成します。	障がい福祉課

④ 支えあいの基盤を育む取り組み 

誰もが役割のある社会を目指して、制度やサービスによる支援だけでなく、支える側、支えられる側が固定化しない、地域で行われる支え合い活動が豊かになる取り組みを推進します。また、地域福祉への理解と共感を得ながら、お互いを支え合う活動や寄附を通じた社会参加の機会を創出します。

《主な事業》

 「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業

事業名	事業概要	担当課
とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム  P61 参照	専門職や地域福祉の課題を考える人、地域の活動者が主体的に集い、考え、アイデアが共有できる交流の場を開催します。制度や福祉サービスだけでは充足できないニーズに対応するため、地域の支え合いの土壌を豊かにし、新しい資源の創出を目指します。	地域福祉連携室
きずなと安心の地域づくり応援事業【再掲】  P67 参照	市民が地域で地域を見守り支えあう力を醸成していくことを目的として、小学校区単位の連携組織を核にして、市民が自ら活動できる体制をつくるために、小学校区ごとにコーディネーターを配置し、小集団での活動の促進や属性を問わない地域づくり支援を行います。	地域福祉連携室
地域福祉センター（きりしま苑）管理運営事業	地域福祉活動の拠点として、幅広い年代が利用できる活動支援など様々な事業を行い、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ります。	地域福祉連携室
あったかふれあいセンター管理運営事業	乳幼児から高齢者まで多世代の交流促進や、介護予防を目的とした事業を実施します。気軽な相談の場、健康維持のプログラム、趣味活動の場を提供し、生活の質向上、地域コミュニティやボランティア活動の活性化を支援します。	高齢介護課
地域福祉活動団体支援事業【再掲】	市社協が実施する赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動等を支援するとともに、取り組みの情報提供や周知に努めます。	地域福祉連携室

北開田会館管理 運営事業	福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種文化事業を通して地域コミュニティの活性化につなげます。地域住民の生活上の相談に応じて、自立支援及び生活の改善向上のための適切な指導、助言を行うとともに、必要があるときは関係行政機関、社会福祉施設等への連絡、中継ぎするなど、地域の「総合生活相談」の窓口を目指します。	北開田会館
-----------------	--	-------

3. 豊かに暮らせる環境づくり

だれもが安全・安心に暮らすことができるよう生活環境の整備を進めるとともに、「公助」が担うべき健康づくりや保健・医療・福祉サービス、権利擁護支援の充実に努めます。また、市民の自立した生活の基盤となる多様な相談対応、情報発信、就労機会の確保や勤労者福祉の充実に図ります。

(1) 「公助」のしくみづくりの強化

5年後の目標

だれもが安全・安心に暮らすことができるよう生活環境の整備を進める上で、市行政でしか担えない役割と責任による「公助」を強化し、生活困窮者や被災者支援、虐待・DV 対応を含めた権利擁護支援など専門的対応と、支援を必要とする人たちへの支援体制が適切に機能しています。

施策の内容


① 生活困窮者のセーフティネットの構築

生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を実施し、生活困窮者の生活の安定・自立へ向けた援助を行います。

さらに、生きづらさを抱える人、犯罪や非行をした人が地域の一員として円滑に社会復帰できるよう支援を行い、早期に把握・発見するために福祉サービス提供事業者や民生児童委員などの関係機関・団体との連携を強化します。

《主な事業》

 「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業


事業名	事業概要	担当課
福祉なんでも相談事業（生活困窮者自立支援） 	第2のセーフティネットとして生活困窮者自立支援法に定められた各種事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業・学習支援事業・居住支援事業・住居確保給付金の給付）を通じ個別の状況に合わせて自立の促進を図ります。また、関係機関との連携による就労支援などを実施します。	地域福祉連携室


生活の保護・自立 促進事業	生活保護受給者が、健康で文化的な生活を送れるよう制度の適切な活用により経済的支援を行うとともに、稼働能力を有する者に対し、関係機関と連携を図り、就労による自立と社会参加を促します。	生活支援課
------------------	--	-------

② 教育と福祉の連携

教育・保健・福祉機関が一体となり、学術研究機関と連携し、最新の知見を活用しながら、科学的根拠に基づく学習・生活支援を進めます。教育・保健・福祉の連携強化のため、教育コーディネーター（教職経験者）機能を活かし、学校・家庭・地域社会との橋渡し役となり、切れ目のない支援体制を構築します。

《主な事業》

 「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業


事業名	事業概要	担当課
そだちの架橋ネット事業  P65 参照	教育コーディネーター機能を活かし、教育・保健・福祉が一体となり、学術研究機関と連携し、こどもの発達に合わせて、脳科学や心理学の研究を通じて開発されたプログラム等(かお TV、学校風土、勇者の旅等)を市内就学前機関や小中学校で実施します。	地域福祉連携室 教育支援センター 学校教育課

③ 権利擁護支援体制の推進

支援を必要としている人が、福祉サービスを安心して利用でき、自分らしく安心して地域で暮らし続けられるよう利用者の意思決定支援を前提とした権利擁護支援を行う体制を推進します。高齢者や子ども、障がい者への虐待やDVを防止するとともに、本人とその家族を支援するために、関係部署や機関などがネットワークを組み、情報共有や支援の検討などを定期的に行います。

《主な事業》

 「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業

事業名	事業概要	担当課
成年後見制度利用促進体制整備事業 	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人も自分らしく安心して地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度や市社協による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用を含めた権利擁護支援が必要な人に届く	地域福祉連携室 高齢介護課 障がい福祉課

	よう、中核機関が中心となり、協議会を開催するなど地域連携ネットワークを推進します。	
地域包括支援センターによる相談 	地域に住む高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローすることを目的とした総合相談を実施します。	高齢介護課
乙訓障がい者基幹相談支援センターによる相談 	乙訓地域の障がいにおける相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施し、相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
家庭児童相談室による相談 	子育てに関する悩み事や心配事を気軽に相談でき、ヤングケアラーを含む子どもや家庭が抱える課題にも寄り添えるよう、家庭児童相談室を設置し、専門の相談員が相談業務に対応します。また、家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談や子育て情報を提供し関係する機関につなぎます。	こども家庭センター
女性相談・男性相談	様々な問題や DV など悩みを安心して相談できる女性の相談室を開設しており、必要に応じて関連機関と連携し支援します。また、男性相談員による男性電話相談も実施します。	男女共同参画センター

④ 災害時の支援体制の充実

災害時にともに助けあう制度（災害時要配慮者支援制度）の周知と浸透を図るため、当事者への制度理解を進めるとともに、自治会・自主防災組織、民生児童委員などとのさらなる連携強化に努めます。災害時要配慮者名簿を整備し、障がい者や高齢者の支援機関や市で連携しながら、公助による個別避難計画の作成を進めます。

また、発災時の支援体制の充実に向け、防災用の備蓄物資などの整備や避難所での生活が、様々な人に配慮されたものとなるよう取り組みを進めます。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
災害時にともに助けあう制度（災害時要配慮者支援制度）【再掲】	市が関係機関と連携し、居住地のハザードリスクや身体状況等により特に配慮が必要とされる災害時要配慮者の個別避難計画を作成します。	地域福祉連携室 障がい福祉課 高齢介護課 防災・安全推進室
障がい者への災害時の避難情報などの発信	聴覚、視覚等の障がいのある人に対して、災害時に緊急性の高い避難情報等を音声電話やファクスなどで発信し、情報保障に努めます。	障がい福祉課
防災情報の伝達手段の整備	災害時に気象情報や防災情報、避難情報等を迅速に市民へ伝達します。また、迅速な情報伝達を行うため、災害時要配慮者への防災ラジオの配布等、災害情報伝達手段の充実・強化を図ります。	防災・安全推進室
避難所機能及び防災備蓄物資等の充実	「長岡京市備蓄物資整備計画」に基づき、備蓄用食料、衛生用品、要配慮者用の資機材等の整備を行います。	防災・安全推進室

(2) 相談機能、情報収集・提供機能の充実

5年後の目標

だれもが相談しやすく、必要とする情報が手に入る環境があり、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつくしくみが整っています。

施策の内容

① 相談支援機能の強化

相談に対応する各機関の役割や機能について一層の周知を図り、いざというときにどこに相談すればよいか分かるなど、安心して相談できる環境を整えます。



福祉なんでも相談室や総合生活支援センターなどの総合相談窓口において、福祉全般に関する相談や、住まいの確保や家計の見直し、社会的更生が必要な状況など幅広い生活の困りごとに、専門の相談員が寄り添い、支援します。

また、各福祉分野等の専門相談については、必要に応じて様々な形態で実施し具体的な解決につなげるとともに、制度のはざまにある課題や支援につながりにくい潜在的なニーズの把握に努めます。

各相談機関同士の連携を図りながら、包括的な相談支援体制の充実に努めます。

《主な事業》

 「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業

事業名	事業概要	担当課
福祉なんでも相談事業  P58 参照	福祉や生活上の問題を気軽に相談できる福祉なんでも相談室の機能充実を図り、問題の整理と必要な支援、制度利用のための総合調整・案内を円滑・適切に実施し、市民の総合的な相談に対応します。	地域福祉連携室
総合生活支援センターによる総合相談事業  P58 参照	断らない相談支援として、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、各福祉制度へつなぎ、世帯を取り巻く支援関係者間の調整を行い、必要に応じて地域の専門職と連携します。また、各福祉制度へつなぎにくい課題等に関して継続的な伴走支援を行います。	地域福祉連携室
ひきこもり支援事業	市の相談窓口を明確化し、相談支援、居場所づくり、ネットワーク構築などを一体的に行い、本人の「自律」を目指した伴走型支援体制を構築します。家族	地域福祉連携室

<p>と り こ ほ P66 参照</p>	<p>への相談や伴走支援、アウトリーチを通じて困難な状況の解決を図るほか、毎月の専門相談会や、中学在校生・卒業生を対象とした義務教育修了後を見据えた生活に関する相談会・説明会を実施し、若年層への早期支援を進めます。</p>	
<p>と り こ ほ</p>	<p>長岡京子育てコンシェルジュ事業</p> <p>妊娠期から子育て期に至るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対し、保健師等の専門職員が総合的な相談支援を行い、切れ目のない支援を行います。妊産婦等の状況を継続的に把握し必要に応じて、サポートプランを策定し、きめ細やかな支援を実施します。</p> <p>また、妊婦のための支援給付として、すべての妊婦に対し、相談支援の充実を図るとともに、妊娠時と出産時に経済的支援を行います。</p>	<p>こども家庭センター</p>
<p>と り こ ほ</p>	<p>保育コンシェルジュ事業</p> <p>保育所、幼稚園などの就園手続き、子育てイベント情報などの提供や、保育士による子育て相談も受け付け、それぞれの家庭に合わせた情報を提供し、必要に応じて専門の担当者につながります。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>と り こ ほ</p>	<p>家庭児童相談室による相談【再掲】</p> <p>子育てに関する悩み事や心配事を気軽に相談でき、ヤングケアラーを含む子どもや家庭が抱える課題にも寄り添えるよう、家庭児童相談室を設置し、専門の相談員が相談業務に対応します。また、家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談や子育て情報を提供し関係する機関につながります。</p>	<p>こども家庭センター</p>
<p>と り こ ほ</p>	<p>障がい者相談支援事業</p> <p>障がいのある人やその家族等が気軽に相談でき、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>と り こ ほ</p>	<p>地域包括支援センターによる相談【再掲】</p> <p>地域に住む高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローすることを目的とした総合相談を実施します。</p>	<p>高齢介護課</p>
<p>と り こ ほ</p>	<p>教育相談（不登校児童生徒等への教育的支援体制整備）</p> <p>不登校やいじめ、心身の発達、学習や学校生活など様々な課題や相談への対応を行います。</p>	<p>教育支援センター</p>

② だれもがわかりやすい情報の提供

支援を必要とする人に必要な情報が行き届き、適切なサービス利用につながるよう、広報紙やホームページ、LINE などの SNS により積極的な情報発信を行うとともに、受け手がわかりやすい情報提供の方法を実施していきます。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
障がい者の意思疎通支援の促進事業	様々な障がいにあわせた意思疎通支援を行うため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣、ボランティアの協力による点訳などを行います。また、関係機関と連携し、公共性の高い施設等においてユニバーサルデザインに配慮した機器等（音声認識アプリ、透明インターフェイス、コミュニケーション支援ボード等）の整備及び更新に努めます。	障がい福祉課
広報、ホームページ、LINE などによる情報発信	広報紙等の内容が市民に親しみを持ってもらえるように、また伝わるように意識した表現方法で記事を作成します。また、多言語表示や音声読み上げ等により、外国語話者や文字が見えない、見えにくい人への情報提供にも取り組みます。SNS や FM おとくにを活用し、即時性の求められる情報の提供も行います。	広報発信課



↑透明インターフェイス

(3) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実

5年後の目標


住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、市民の交流機会や福祉サービス、生きがい・健康づくりなどが充実し、市民に広く周知されています。




施策の内容


① 子育て支援の充実

地域において安心して子育てができるよう、また、子育てに関する悩みや不安を抱え込まないよう、交流や情報交換できる場の提供など子育て支援の充実を図ります。

《主な事業》

 「とりこぼさない支援体制整備事業」と一体的に実施する事業

事業名	事業概要	担当課
 地域子育て支援拠点事業	中学校区ごとに設置された地域子育て支援センターにおいて、子育て相談支援員等を配置し、親子のふれあい、交流、育児相談や親支援プログラム（ベビープログラム）などを通して、身近な場所で子育てを支援し、育児不安の解消や地域での孤立化の防止に努めます。	子育て支援課
 長岡京子育てコンシェルジュ事業【再掲】	妊娠期から子育て期に至るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対し、保健師等の専門職員が総合的な相談支援を行い、切れ目のない支援を行います。妊産婦等の状況を継続的に把握し必要に応じて、サポートプランを策定し、きめ細やかな支援を実施します。 また、妊婦のための支援給付として、すべての妊婦に対し、相談支援の充実を図るとともに、妊娠時と出産時に経済的支援を行います。	こども家庭センター
 保育コンシェルジュ事業【再掲】	保育所、幼稚園などの就園手続き、子育てイベント情報などの提供や、保育士による子育て相談も受け付け、それぞれの家庭に合わせた情報を提供し、必要に応じて専門の担当者につながります。	子育て支援課

育児支援家庭訪問 	新生児訪問や乳幼児健康診査、発達相談などの継続支援として、保健師などが子育て家庭を訪問し、育児相談や関係機関との連携を行い育児不安の軽減に取り組みます。	こども家庭センター
放課後児童クラブ事業	放課後の児童を対象に市立小学校敷地内で家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保育施設の充実などのサービス内容の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	教育総務課
児童館子どもの居場所づくり事業	児童館利用者が快適な居場所となるよう、児童館事業の充実を図るとともに利用者のニーズに沿った運営を行います。 また、子育て世代の不安感、孤独感を解消するため、子育てサロンなど子育て世代を支援する事業を継続的に実施し、来館者同士の交流を推進します。	北開田児童館

② 在宅福祉サービス・健康づくり等の充実

健康福祉の各分野において、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスや健康づくりなどの充実を図ります。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
地域福祉センター（きりしま苑）管理運営事業【再掲】	地域福祉活動の拠点として、幅広い年代が利用できる活動支援など様々な事業を行い、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ります。	地域福祉連携室
高齢者在宅生活支援事業	要介護者を含む在宅で生活する高齢者が、安心して、自立的に暮らし続けられることを支えるため、見守りや安否確認、相談や緊急連絡等の各種サービスを提供するとともに、財政的な負担軽減を図ります。	高齢介護課

地域リハビリテーション事業	医師等による整形相談会や、作業療法士・理学療法士によるリハビリテーション相談の実施により、二次障がいの予防と地域リハビリテーションの概念の普及啓発を図り、地域で自分らしく暮らすことができる環境を作ります。 また、地域で実施する介護予防教室や地域包括支援センターが行う地域ケア会議においてリハビリテーション専門職の参画を促進します。	健康づくり推進課 高齢介護課
健康づくり教育事業	誰一人取り残さない健康づくりを展開します。青壮年期からの疾病予防と早期発見に向けた取り組みを進めることで、生活習慣病や要介護状態の予防に関する知識を普及させ、健康意識の向上を図ります。	健康づくり推進課 高齢介護課
健幸すぽっと運営事業	早い段階からの介護予防や社会参加促進を中心に据え、従来の機能を超える福祉拠点として新たな高齢者支援を行います。健康寿命の延伸とQOLの向上を目指し、多様なプログラムを提供します。また、高齢者eスポーツ（ゲーム）導入により、楽しみながら介護予防を実践し、多世代交流も促進します。	高齢介護課

③ 生涯学習・生涯スポーツの振興

地域において、だれもが参加しやすい生涯学習事業や生涯スポーツ事業を実施することで、市民の交流機会、生きがいや健康づくり、こどもの健全育成などを図ります。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
文化芸術支援事業	各市内文化団体への運営支援や長岡京記念文化事業団等と連携し、イベントの開催などを通して、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが文化芸術に触れ、楽しみ、活躍できる機会を提供します。	文化・スポーツ振興課

スポーツ交流推進事業	小中学校の体育施設を開放するなど身近なスポーツ環境の確保に努めるとともに、様々なスポーツイベントの開催、ニュースポーツの普及、インクルーシブな取り組みを通して生涯にわたり、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツに親しむことができる機会を提供します。	文化・スポーツ振興課
生涯学習つながりデザイン事業【再掲】	生涯学習相談員による生涯学習活動への相談や支援を行います。また、教えたい人と学びたい人をつなぐ生涯学習ボランティア（人材登録）制度の実施や、生涯学習きっかけ講座（わくわく講座）を開催します。	生涯学習課

④ 福祉施設の整備の推進

市民の福祉ニーズに対応できるよう、民間事業者などの多様な事業者の参入促進や連携を図りながら、福祉施設の整備・充実を図ります。また、福祉施設が持つ機能を効果的に地域に開放し、市民と密着した施設の運営を目指します。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
地域福祉センター（きりしま苑）管理運営事業【再掲】	地域福祉活動の拠点として、市民の健康維持や生きがいづくり、交流活動を推進するため地域福祉センターきりしま苑を運営します。また、施設の老朽化に対応するため、大規模改修を実施し、利用者の拡大を目指します。	地域福祉連携室
共生社会の推進事業	共生型交流エリアに立地する各施設（健幸すぽっと、地域生活支援拠点、児童発達支援センター等）と市民、福祉施設等との“垣根のない交流”を通し、「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京」を実践します。	障がい福祉課
保育所等施設整備事業	施設や設備などの老朽化が進む深田保育所の再整備を推進します。また、民間の保育施設の改築等工事について、国の交付金を活用し、就学前教育・保育施設の充実を推進します。	子育て支援課

(4) 就労に対する支援の充実

5年後の目標

地域の中で社会的かつ経済的に自立した生活を送る基盤となる就労の機会がより多くの人に開かれ、個々のニーズや適性に応じた就労支援が福祉・教育・雇用の各分野の連携のもとに充実しています。

施策の内容

① 働く場の充実

高齢者や障がい者の主体的な活動を支援し、生きがいや場の充実に努めます。

さらに、地域活性化や雇用の創出につながることを期待される地域サービスの取り組みに対する支援を行います。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
就労移行・定着支援推進及び支援体制強化事業	就労移行支援事業や就労定着支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がいのある人が安心して働き続けられる環境整備を進めます。また、関係機関と連携して、サポート体制を構築し、個々の状況に応じた支援に努めます。	障がい福祉課
高齢者健康・生きがいづくり推進事業	シルバー人材センターと連携し、活躍の場の啓発や活動発表を行うことで、関心や意欲に応じた就労とのマッチング支援、交流の場づくりを進めます。	高齢介護課

② 若者等の雇用不安への対応

ひきこもり状態にある人や就労経験の少ない人、就職氷河期世代を中心とした非正規雇用者・失業者などへの雇用不安に対して支援します。長岡京市就労支援ネットワーク会議の構成機関をはじめとする関係機関と情報交換を行い、セミナーや個別相談会等の情報提供の充実を図ります。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
勤労者団体等支援事業	乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）などの勤労者団体を支援することで、勤労者のための総合的な福祉事業実施を支援するとともに、企業の振興、地域社会の活性化を図ります。	地域福祉連携室

(5) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進

5年後の目標

平時に限らず災害時においても、だれもが交通・生活・住環境において安全・安心に暮らすことができる環境が整っています。

施策の内容

① 交通環境における福祉のまちづくりの推進

市民の安全・安心な歩行空間の確保を目指し、歩道の整備やバリアフリー化、だれもが出かけやすい交通環境の整備等を進めます。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
阪急長岡天神駅周辺整備事業、長岡京駅前線整備事業	長岡天神駅周辺で歩きやすいまちづくりを進めるために、市街地整備に向けた計画を策定します。 長岡京駅前線で安全・安心な歩行空間の確保を目指し、道路拡幅による歩道整備・バリアフリー化を進めます。	まちづくり政策室
道路リフレッシュ、交通安全施設整備事業	歩行者等の安全・快適な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅、段差や急勾配の解消、側溝整備、交通安全施設の整備等を計画的に行います。	道路・河川課

② 生活環境及び住環境における福祉のまちづくりの推進

誰もが使いやすく市民の交流・日常の憩いの場としての公共施設等の整備・改修など、安全で快適な生活環境及び住環境の確保に努めます。また、市民の安全・快適な暮らしの実現を目指し、公共施設や民間施設の整備改良の働きかけを行います。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
新庁舎等建設及び周辺整備事業	ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、新しい庁舎の建設及び周辺整備を進めます。	公共資産活用推進室

市営住宅の計画修繕事業	市営住宅の計画修繕にあたり、高齢者の住居に対応できるようにバリアフリー化を実施します。	住宅営繕課
-------------	---	-------

③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

だれもが自らの意思を伝えることができるよう、筆談、要約筆記、手話、点訳、多言語通訳、平易な言葉など、多様な意思疎通の手段の普及を図り、相互理解の促進と意識啓発の推進に努めます。

また、合理的配慮が行えるような行政サービスを提供できる環境を整えます。

《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
障がい者の意思疎通支援の促進事業【再掲】	様々な障がいにあわせた意思疎通支援を行うため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣、ボランティアの協力による点訳などを行います。また、関係機関と連携し、公共性の高い施設等においてユニバーサルデザインに配慮した機器等（音声認識アプリ、透明インターフェイス、コミュニケーション支援ボード等）の整備及び更新に努めます。	障がい福祉課
人事管理事業	市役所の窓口等に手話のできる職員を配置します。また、職員が障害者差別解消法と職員対応要領に基づく適切な対応を図るよう周知・徹底します。	職員課

第7章 施策の取り組み目標

ここでは、前章で取り上げた各施策について、本計画期間（後期 5 年）における取り組み目標を、検討、実施、充実、推進の 4 項目で整理しました。最終の後期 5 年間に於いて総括を行い、所期の目的に到達することを目指します。

(注1)期間について

後期：令和 8～12 年度

(注2)取り組みの表現について

検討：概ね当期間内に、施策(又は事業)の実施について検討する。

実施：概ね当期間内に、施策(又は事業)を実施する。

充実：概ね当期間内に、施策(又は事業)の充実を図る。

推進：概ね当期間では、施策(又は事業)を継続実施する。

1. 地域を支える担い手づくり		
(1) 地域福祉の風土の形成	中期 5 年	後期 5 年
① 地域を知る機会の充実	推進	→
② 福祉教育等の充実	推進	→
(2) ボランティア活動等の推進	中期 5 年	後期 5 年
① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化	推進	→
② ボランティア講座等の充実	推進	→
③ 健康福祉に関するグループ活動の活性化	充実	→
2. 支えあい・助けあいの地域づくり		
(1) 「自助」、「互助・共助」のシステムづくりの推進	中期 5 年	後期 5 年
① つながりの再構築を育むしくみづくり	充実	→
② 災害に備えた地域体制づくり	推進	→
③ 課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり	推進	→
◆ ④ 支えあいの基盤を育む取り組み	推進	→
3. 豊かに暮らせる環境づくり		
(1) 「公助」のしくみづくりの強化	中期 5 年	後期 5 年
◆ ① 生活困窮者のセーフティネットの構築	推進	→
② 教育と福祉の連携	実施	→ 充実
③ 権利擁護支援体制の推進	実施	→ 充実
④ 災害時の支援体制の充実	推進	→

(2) 相談機能、情報収集・提供機能の充実	中期5年	後期5年
① 相談支援機能の強化	充実	→ 推進
② だれもがわかりやすい情報の提供	推進	→

(3) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実	中期5年	後期5年
① 子育て支援の充実	充実	→
② 在宅福祉サービス・健康づくり等の充実	充実	→
③ 生涯学習・生涯スポーツの振興	推進	→
④ 福祉施設の整備の推進	充実	→
(4) 就労に対する支援の充実	中期5年	後期5年
① 働く場の充実	推進	→
② 若者等の雇用不安への対応	充実	→
③ 経済的な自立に向けた支援	推進	→
④ 勤労者福祉の充実	推進	→
(5) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進	中期5年	後期5年
① 交通環境における福祉のまちづくりの推進	推進	→
② 生活環境及び住環境における福祉のまちづくりの推進	推進	→
③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進	充実	→

長岡京市第2次とりこぼさない支援体制整備事業
（重層的支援体制整備事業）
実施計画

令和8年3月
長岡京市

目次

1	計画策定の趣旨と背景	5 2
2	重層的支援体制整備事業の概要	5 2
3	本市のとりこぼさない支援体制整備事業の概要と推進体制	5 3
4	計画の位置づけ	5 5
5	計画の期間	5 5
6	前実施計画（令和5年9月～令和7年度）の総括	5 5
7	とりこぼさない支援体制整備事業において実施する事業	
	（1）包括的相談支援事業	5 6
	（2）地域づくり事業	5 9
	（3）新たな機能（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）	6 2
	①多機関協働事業	6 2
	②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	6 4
	③参加支援事業	6 4
8	包括的支援体制の構築における重点施策の目標・評価指標	6 7
9	進捗管理・評価	6 9

1 計画策定の趣旨と背景

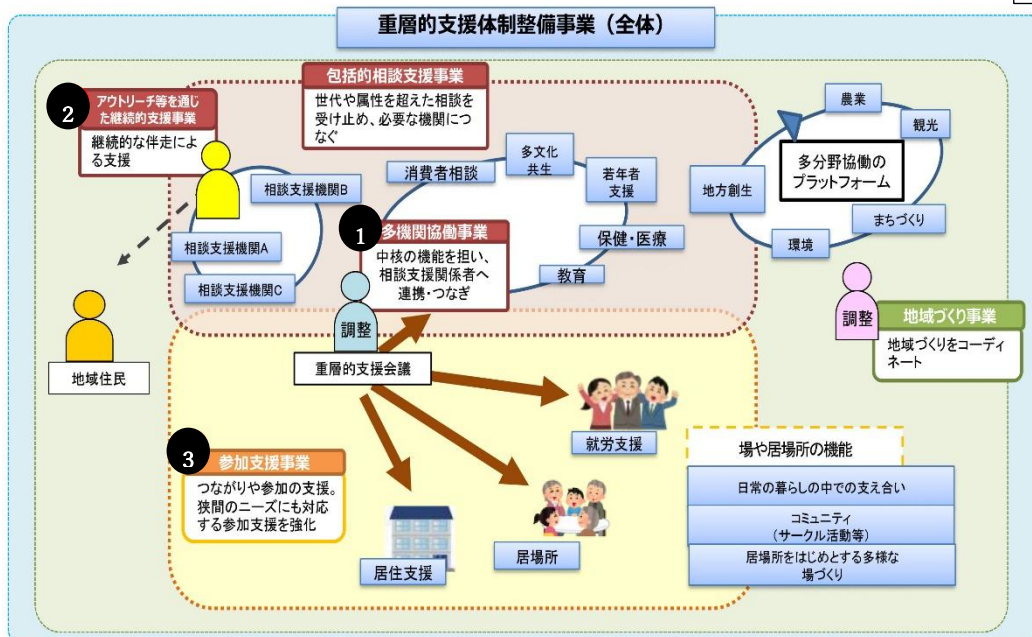
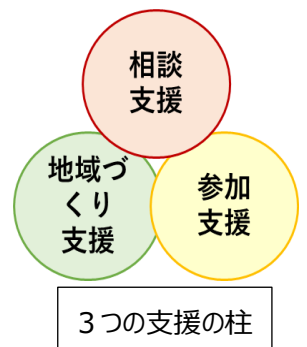
少子高齢化や核家族化等を背景として、地域社会でのつながりや地域に対する関心の希薄化が進み、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり等複雑化・複合化した課題が顕在化してきています。さらに、医療・介護ニーズを抱える者の増加と生産年齢人口の減少が顕著となる 2040 年に向けては、地域における支え合いの基盤である地縁や血縁等のつながりの脆弱化や高齢者の単身世帯の増加等の、地域福祉を取り巻く環境変化が懸念されます。また、価値観の多様性が増していることから、制度や福祉サービスをはじめとする生活支援と併せて、社会参加等への様々な支援ニーズも求められており、地域や社会がこのようなニーズを受け止める力を高めていくことが今後一層求められています。

令和 3 年 4 月社会福祉法（以下、「法」という。）の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために市町村が包括的な支援体制の構築を行うこと、新たな事業として重層的支援体制整備事業の創設、及びそれに対する財政支援等が規定されました。制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

本市では、包括的な支援体制を構築するため「長岡京市第 2 次地域健康福祉（中期）計画」で、「重層的支援体制整備について検討を行う」と明記し、準備期間を経て、令和 5 年度より「とりこぼさない支援体制整備事業」と称し、重層的支援体制整備事業を開始しました。

2 重層的支援体制整備事業の概要

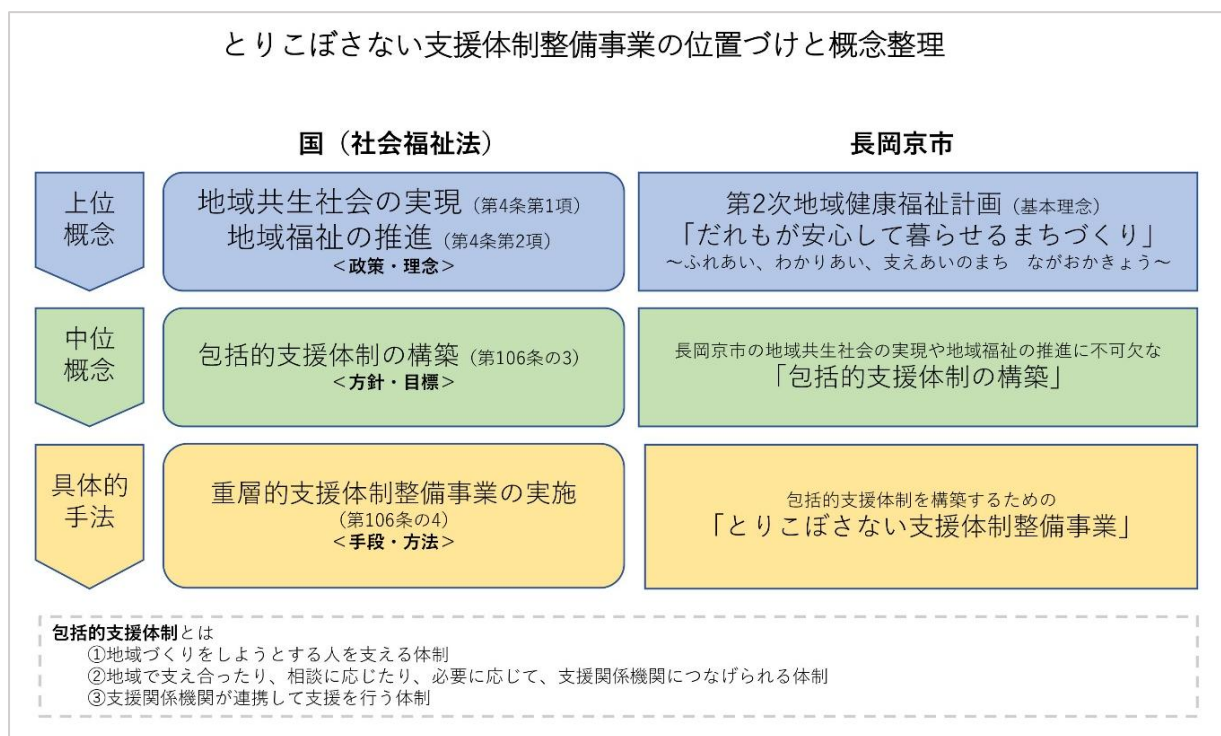
重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、こども、生活困窮の取り組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働を基盤として対応するものです。本事業は、相談支援、地域づくり支援、参加支援からなる 3 つの支援の柱を一層効果的・円滑に実施するために、①多機関協働による支援、②アウトリーチ等を通じた継続的支援、③参加支援事業を新たな機能として強化し、これらを一体的に実施するものです。



出典：
厚生労働省の資料
に追記

3 本市のとりこぼさない支援体制整備事業の概要と推進体制

重層的支援体制整備事業の位置づけや概念を、本市に置き換えて整理すると次のようになります。



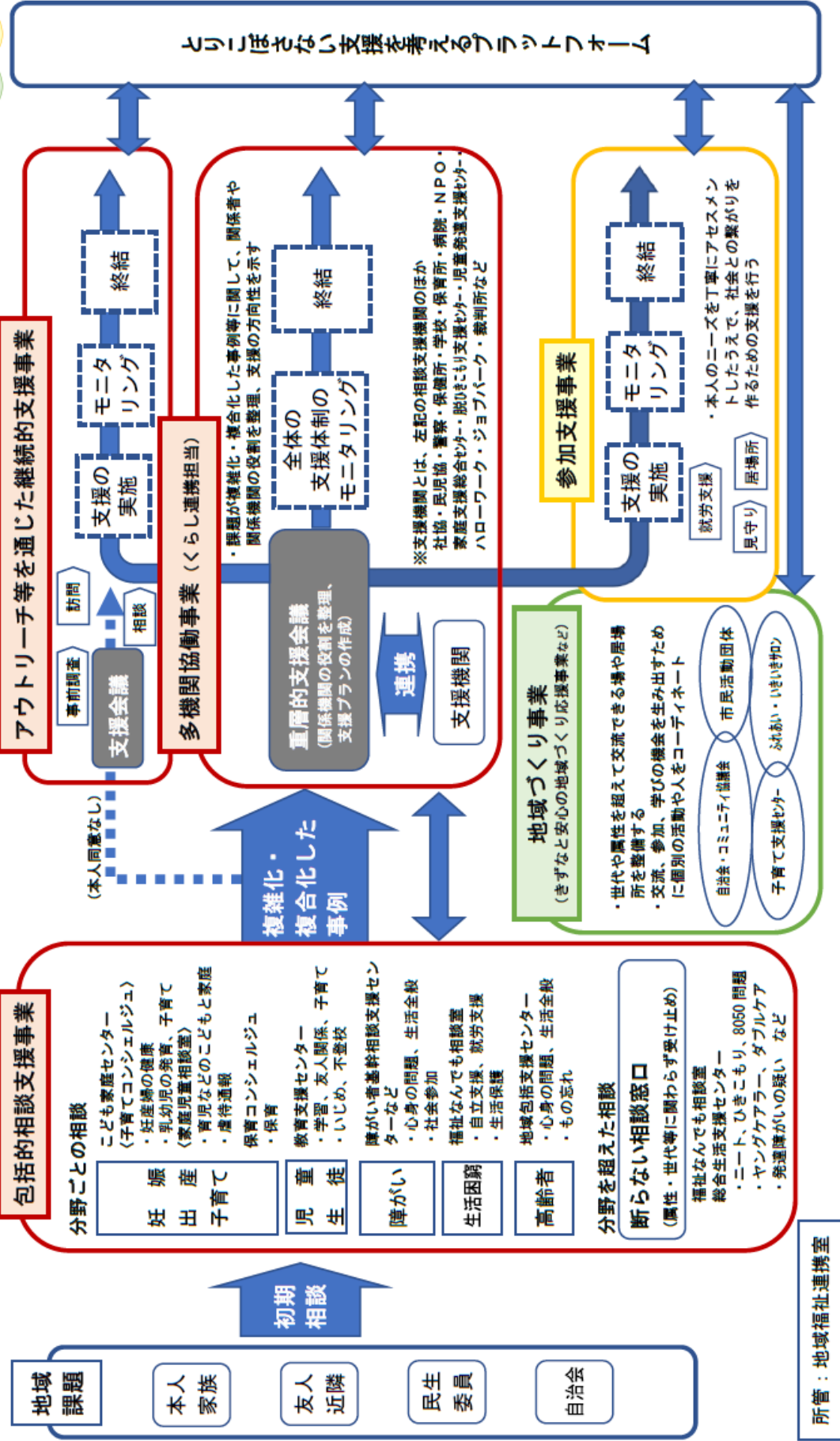
複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯に対する包括的な支援と地域住民等による地域福祉の推進を一体的かつ重層的に実施する体制を整備します。本市においては、既存の相談支援事業や地域づくりの取り組みを活用し、分野を超えた関係機関や地域住民との連携・協働を図り、重層的で包括的な支援をコーディネートするため、実務経験を有する保健師、社会福祉士及び教育コーディネーター（教職経験者）の有資格者を地域福祉連携室くらし連携担当に配置しています。

地域福祉連携室くらし連携担当が多機関協働事業の中核を担い、庁内関係部署や関係機関、地域住民等との各種会議を開催し、情報共有や役割分担の整理、支援方法の検討等を行います。

また、社会とのつながりをつくる参加支援事業や、住民同士が交流できる場や居場所を整備する地域づくり事業の基盤を強化するため、市、市社協、福祉事業者等の官民連携により、「とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム」を構築しています。このプラットフォームは福祉分野の専門職だけでなく、地域の多様な支援者や活動団体が制度の枠組みを超えて出会い、交流する場とし、参加者同士がそれぞれの考えや活動内容を理解し、アイデアを出し合うことにより、分野ごとの制度・支援のはざまを埋める新たな取り組みや支援の創出につなげることを目的としています。

長岡京市とりこぼさない支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）の概要

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援（包括的相談支援事業・多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施するもの。
- 多機関協働事業（くらし連携担当）は関係機関と連携を図りながら、見守りや伴走による支援をコントロールする。



包括的相談支援事業

分野ごとの相談

妊産子育	子ども家庭センター (子育てコンシェルジュ) ・妊産婦の健康 ・乳幼児の発育、子育て (家庭児童相談室) ・育児などのこどもと家庭 ・虐待通報 保育コンシェルジュ ・保育
児童生徒	教育支援センター ・学習、友人関係、子育て ・いじめ、不登校
障がい	障がい者基幹相談支援センターなど ・心身の問題、生活全般 ・社会参加
生活困窮	福祉なんでも相談室 ・自立支援、就労支援 ・生活保護
高齢者	地域包括支援センター ・心身の問題、生活全般 ・もの忘れ

分野を超えた相談
断らない相談窓口
(属性・世代等に問わず受け止め)

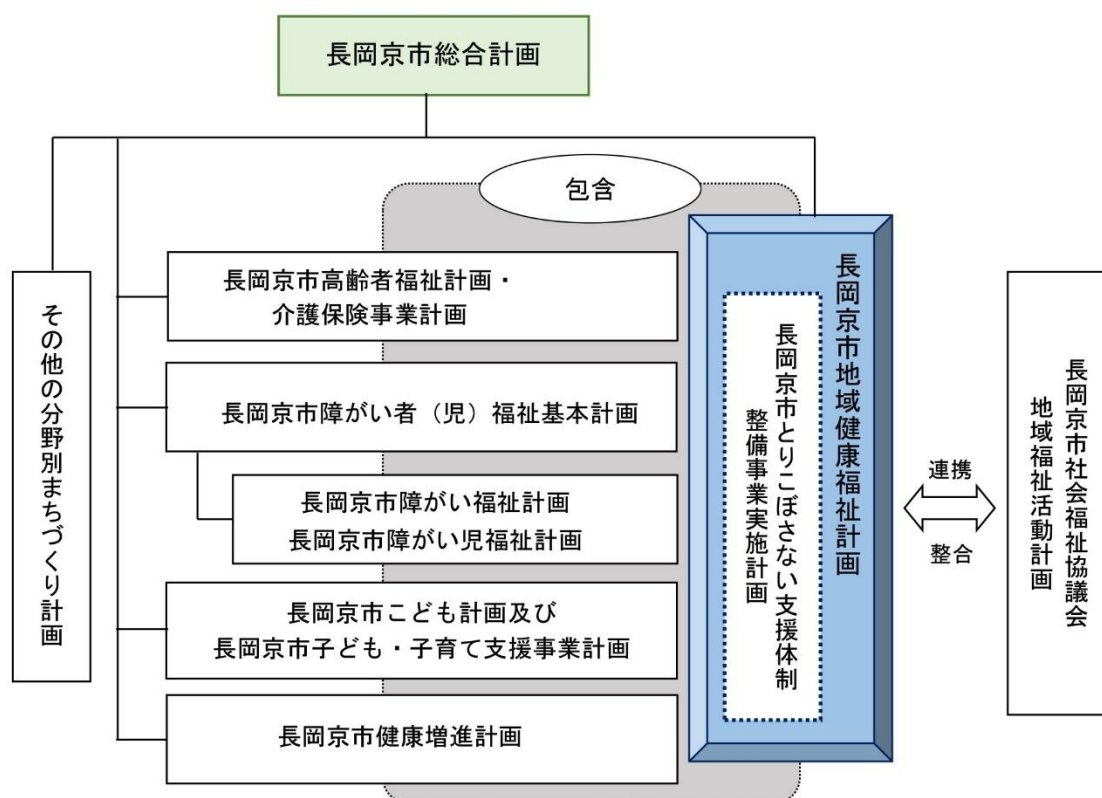
福祉なんでも相談室
総合生活支援センター
・ネット、ひきこもり、8050問題
・ヤングケアラー、ダブルケア
・発達障がい疑い など

所管：地域福祉連携室

4 計画の位置づけ

「長岡京市第2次とりこぼさない支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」（以下、「本実施計画」という）は、法第106条の5に基づき、とりこぼさない支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。長岡京市第2次地域健康福祉計画の柱となる施策であるため、本実施計画は長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画から関連計画として包含することとします。

また、上位計画である長岡京市第4次総合計画や、市社協が策定する長岡京市第5次地域福祉活動計画とも調和・整合を図ります。



計画の位置づけイメージ図

5 計画の期間

本実施計画は、長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画の計画期間（令和8年度～令和12年度）と合わせ、5年間を期間とし、期末に見直しを行います。

6 前実施計画（令和5年9月～令和7年度）の総括

庁内や関係機関、地域住民等への本事業の周知により、取り組みやその理念等が徐々に浸透しています。少しずつですが、複雑化・複合化した課題をもつ世帯への支援の成果や、地域での支え合いの意識醸成、そして新たな活動をうみだすことができつつあります。今後、他事業や福祉分野を超えた様々な分野・団体とも連動しながら継続し、包括的な支援体制を推進するための方策を検討していきます。

7 とりこぼさない支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援事業 【法第106条の4第2項第1号】

介護、障がい、こども、生活困窮の各分野の相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。既存の拠点の機能は変更せず、複雑化・複合化した相談は多機関協働事業につなぎ、関係機関と連携を図りながら支援を行います。(設置形態：基本型)



対象分野	実施事業及び実施体制	拠点数
高齢者	<p>地域包括支援センターの運営</p> <p>○包括的支援事業 〈所管：高齢介護課〉</p> <p>【事業概要】</p> <p>地域に住む高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローすることを目的とした総合相談を実施します。</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東地域包括支援センター（委託） ・北地域包括支援センター（委託） ・南地域包括支援センター（委託） ・西地域包括支援センター（委託） 	4
	<p>○地域包括支援センター運営協議会 〈所管：高齢介護課〉</p> <p>【事業概要】</p> <p>地域包括支援センターの適切な設置、公正・中立性の確保、その他包括的支援事業の円滑かつ適正な運営について、外部有識者等の意見を聴取します。</p> <p>【実施機関】</p> <p>高齢介護課（直営）</p>	1
障がい者	<p>相談支援機能強化事業</p> <p>○相談支援機能強化事業 〈所管：障がい福祉課〉</p> <p>【事業概要】</p> <p>地域における中核的な相談支援機関である基幹相談支援センターに、相談支援専門員に対する助言、人材育成、ネットワーク構築等を行うため、障がい福祉に関する経験と専門知識を有する者を配置し、その機能を強化します。</p> <p>【実施機関】</p> <p>乙訓障がい者基幹相談支援センター（乙訓地域共同設置）</p>	1
こども	<p>利用者支援事業（こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型）</p> <p>○家庭児童相談室・子育てコンシェルジュ 〈所管：こども家庭センター〉</p> <p>【事業概要】</p> <p>母子保健機能及び児童福祉機能を一体化し、妊娠前から出産後、さら</p>	

	<p>に乳幼児期から学齢期以降まで、子育ての相談対応や児童虐待予防をはじめ、こども・子育て家庭について、関係機関等と連携して、切れ目のない支援を行います。</p> <p>【実施機関】 こども家庭センター（直営）</p> <p>利用者支援事業（特定型） ○保育コンシェルジュ 〈所管：子育て支援課〉</p> <p>【事業概要】 子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。</p> <p>【実施機関】 子育て支援課（直営）</p>	1
こども	<p>○教育相談 〈所管：教育支援センター〉</p> <p>【事業概要】 不登校やいじめ、心身の発達、学習や学校生活等様々な課題や相談への対応を行います。</p> <p>【実施機関】 教育支援センター（直営）</p>	1
生活困窮者	<p>自立相談支援事業 ○福祉なんでも相談事業（生活困窮者自立支援）〈所管：地域福祉連携室〉</p> <p>【事業概要】 第2のセーフティネットとして生活困窮者自立支援法に定められた各種事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業・学習支援事業・居住支援事業・住居確保給付金の給付）を通じ自立の促進を図ります。また、関係機関との連携による就労支援を実施します。</p> <p>【実施機関】 福祉なんでも相談室（直営）</p>	1
—	<p>○福祉総合相談窓口（断らない相談窓口） 〈所管：地域福祉連携室〉</p> <p>【事業概要】 福祉総合相談窓口において、属性・世代等に関らない福祉全般に関する相談、暮らしに関する情報提供等を行います。</p> <p>【実施機関】 福祉なんでも相談室（直営） 総合生活支援センター（指定管理）</p>	2



Topic 1

○福祉なんでも相談室



○総合生活支援センター



“とりこぼさない支援” に向けて
「くらし連携担当」が誕生

家庭の中で複雑化・複合化している課題や、制度のはざまにある課題への支援を行うため、今年度から「とりこぼさない(重層的)支援」に本格的に取り組めます。事務局として地域福祉連携室(旧:社会福祉課)に「くらし連携担当」を設け、保健師・社会福祉士・教職経験者などの専門職やコーディネーターを配置します。

暮らしに困ったときの
あらゆる相談を受け止めます

誰でも使える総合相談窓口

相談窓口	場所	電話番号
福祉なんでも相談室	市役所 新庁舎 3階	☎955-3177
総合生活支援センター	バンピオ 2階(市社協委託)	☎963-5137

複雑な課題は市内でも

8050問題・ひきこもり	ひきこもり当事者と親が高齢化して社会から孤立する
ダブルケア	子育てと親の介護などが同時に発生している
精神・発達障がいの疑い	診断はないが障がいが疑われ、自立が困難である
ヤングケアラー	家族の世話を大人の代わりに子どもが担っている

「どこに聞けばいいかわからない」
「いろいろな問題が重なっている」
「こんなこと相談していいのかな…」

迷ったら、まずは福祉なんでも相談室へ。

令和5年4月広報長岡京の記事抜粋

障がい者	<p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>○地域活動支援センター機能強化事業 〈所管：障がい福祉課〉</p> <p>【事業概要】</p> <p>市が設置し、又は委託して実施する地域活動支援センターに専門職員を配置すること等により、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を通じて、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターアンサンブル（委託） ・乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター ・乙訓若竹苑 	3
こども	<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>○地域子育て支援拠点事業 〈所管：子育て支援課〉</p> <p>【事業概要】</p> <p>中学校区ごとの市内 4 箇所に設置する地域子育て支援センターを、身近な育児相談の場、及び居場所や交流の拠点として、子育て、親育ちができる環境の整備を図り、育児不安の軽減や児童虐待の未然防止を図ります。</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンゼル（直営） ・たんぽぽ（直営） ・さんさんの会（委託） ・さくらんぼ（委託） 	4
生活困窮	<p>生活困窮者支援等のための地域づくり事業</p> <p>○とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム 〈所管：地域福祉連携室〉</p> <p>【事業概要】</p> <p>生活困窮者や生活困窮に陥る可能性のある人、生きづらさを持つ人等への支援ニーズの増大に対応するため、市・市社協・福祉関係機関・地域の活動者・企業等が交流や意見交換を行う中で、支援ニーズの把握や課題を整理し、支援策や連携方法を考える官民連携のプラットフォームを整備します。</p> <p>【実施機関】</p> <p>地域福祉連携室（直営）</p>	1



Topic 2

相談
支援

地域つ
くり
支援

参加
支援

<とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム>

とりこぼさない支援を考えるプラットフォームは、地域の専門職や企業、隣保館、活動者同士がつながる場です。意見交換や支援活動のノウハウの共有を促進することで、包括的支援体制を充実させていくことを目的として定期的に「とりこぼさない支援をうみだす交流会」を実施しています。

この交流会を通して、「出会い」「支援の質の高め合い」「はざまを知る」「とりこぼさない支援体制をどう活用するかを知る」を具現化し、本市の支え合いの土壌を豊かにしていきます。生活困窮、ひきこもり等の制度だけでは解決できない課題に直面している人や世帯をとりこぼすことがないように、参加者と一緒にプラットフォームを発展させていきます。

	R 4	R 5				R 6		
	プレ交流会	第1回交流会	第2回交流会	第3回交流会	第4回交流会	第5回交流会	第6回交流会	第7回交流会
参加者数	50	49	55	54	64	70	71	85
(うち初参加)	—	—	28	11	14	17	12	18
主な企画	とりこぼし体制説明 ワールドカフェ	とりこぼし体制説明 ワールドカフェ	とりこぼし体制説明 うまれた活動紹介 テーマ別GW	活動マッピング うまれた活動紹介 ごちゃまぜGW	寸劇 地域共生社会とは グループワーク	活動マッピング 活動紹介 ワールドカフェ	活動マッピング 活動紹介 領域別GW	記念講演 寸劇 ごちゃまぜGW

活動報告 & PR



第5回 ままいいか labo きょうと



第6回 チェリツシユクラブ

寸劇



第7回
コアメンバーと参加者による寸劇
「ゴミ出しに困る高齢男性の話」

グループワーク(つながるワーク)



- ・第5回「地域共生社会について(やっていること、目指したいこと、あったらいいな)」
- ・第6回 目的別グループワーク
- ・第7回「講演・寸劇で感じたこと、頑張ろうと思ったこと」 等

これまでの交流会に参加した人(有効回答100件)のアンケート結果により、1回参加の人よりも、複数参加、さらに5回以上参加されている人の方が、「とりこぼさない支援体制」、「プラットフォーム」の理解、そして新しい活動をうみだすことも経験できていることがわかりました。交流会を継続することで、制度・サービスの「はざま」に直面する人への多様な支援や、身近な地域での居場所・活躍の場等の拡がりにつながることが期待できます。



プラットフォームの活動の足あとやアンケート調査の詳細はこちらから

関連事業

相談
支援

地域づ
くり
支援

参加
支援

<こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業>

居場所を持つことは、人の幸福度に大きく影響を与え、特にこどものウェルビーイングには重要な役割を果たします。こども食堂等のこどもを通じた多世代の居場所づくり活動は、こどもだけでなくそこで活躍する人、一緒に参加する人の居場所ともなります。そのような居場所が地域に多様に存在することが、一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりにつながります。

そこで、令和7年度に「こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業」を開始し、自治・共助担当部署等と連携した分野横断的な居場所づくりに取り組んでいます。「居場所をつくってみたいけど方法がわからない、一緒にやる人がいない、場所がない」等、居場所づくりに興味関心はあるが一歩踏み出せない人や団体のための活動立ち上げ支援や、必要な資源とのマッチング、活動継続のための支援を行います。そのような人や団体に伴走する中間支援団体の支援ノウハウの習得と、分野横断的な地域の居場所づくりを支えるための取り組みを推進し、地域の絆を育みながら持続可能な居場所づくりを進めます。



R7.7.3 研修会（ワークショップ）

市内の居場所等を把握するため、市役所（地域福祉、こども、高齢、健康、自治・共助、生涯学習、文化スポーツ関連部署）、市社協、市民活動サポートセンター、市内 NPO 法人等が集まり、地図に落とし込み、特徴や課題を共有しました。

(3) 新たな機能（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）

① 多機関協働事業 【法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号】

本事業については次の通りです。

相談
支援

地域づ
くり
支援

参加
支援

実施事業	実施体制
<p>多機関協働事業</p> <p>〈所管：地域福祉連携室〉</p>	<p>【事業概要】</p> <p>最初に対応した相談窓口や各支援機関の支援では解決困難で複数の支援サービスを必要とする等、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等について支援を行います。支援機関と役割分担し、支援の目標・方向性を整理した支援プランを作成し、チーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むように中心的な役割を担います。</p> <p>また、支援機関の一体的な連携体制を構築し、地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービス、その他社会参加に資する取り組みや支援手法の創出を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付 ・世帯全体のアセスメント ・支援プラン案の作成 ・重層的支援会議、支援会議の開催

Topic 3

Topic 4

	<ul style="list-style-type: none"> ・支援状況の進捗管理 ・支援の評価 <p>【実施機関】 地域福祉連携室（直営）</p> <p>【配置人員】 4名（兼務）</p>
--	---

ア. 重層的支援会議

目的	とりこぼさない支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施できるよう開催します。関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、関係者相互が支援方針を共有、連携してチーム支援できるように会議を運営します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業者が作成したプラン案（支援機関との役割分担や支援の目標・方向性）の協議、決定 ・プラン終結時等の評価 ・地域の社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
開催時期	随時
構成員	<p>ケースによって多機関協働事業者が判断し庁内外の支援機関等を招集</p> <p>【想定されるその他関係部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉にかかる部局 ・労働、住まい、教育、環境衛生、税・料の徴収等にかかる部局 ・各分野の関係機関、地域住民等

イ. 支援会議 【法第106条の6】

目的	本人から同意が得られていないが、緊急性のあるケースや早期に支援体制の検討を進めるケースについて、関係機関との情報共有や支援体制の検討を行うため、「長岡京市とりこぼさない（重層的）支援体制整備事業支援会議設置要綱」の規定に基づき、守秘義務を設けた支援会議を開催します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事例への対応
開催時期	随時
構成員	<p>ケースによって多機関協働事業者が判断し庁内外の支援機関等を招集</p> <p>【想定されるその他関係部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉にかかる部局 ・労働、住まい、教育、環境衛生、税・料の徴収等にかかる部局 ・各分野の関係機関、地域住民等

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号】

本事業については次の通りです。



実施事業	実施体制
<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <p>〈所管：地域福祉連携室〉</p>	<p>【事業概要】</p> <p>複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人に支援が届くようアウトリーチを行います。精神科通院歴がある対象者については障がい福祉課や保健所、高齢者については地域包括支援センター、学期については教育機関等、各支援機関と連携して、家庭訪問等を継続的に実施するとともに、信頼関係を構築し、適切な機関や地域の団体等につなぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関や民生児童委員、地域住民との連携を通じた情報収集 ・ 事前調整（必要に応じて支援会議につなげる） ・ 家庭訪問、同行支援 <p>【実施機関】</p> <p>地域福祉連携室（直営）</p> <p>【配置人員】</p> <p>4名（兼務）</p> <p>【連携先】</p> <p>包括的相談支援機関 他</p>

③ 参加支援事業 【法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号】

本事業については次の通りです。



実施事業	実施体制
<p>参加支援事業</p> <p>〈所管：地域福祉連携室〉</p>	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している要支援者に対し、介護、障がい、こども、生活困窮等の既存制度と連携をとり、本人の希望と地域の社会資源との間の調整を行います。 ・ 参加支援の受け皿となる既存の社会資源の拡充や、新たな社会資源の開拓に向けた検討を行います。 <p>【実施機関】</p> <p>総合生活支援センター（指定管理）</p> <p>地域福祉連携室（直営）</p> <p>【配置人員】</p> <p>総合生活支援センター5名（兼務）、地域福祉連携室4名（兼務）</p>



Topic 3

<とりこぼさない支援体制整備事業定例会>

健康福祉部内の実務者と市社協（参加支援事業者）が集まり、包括的支援体制について理解を深めたり本市の現状を共有したりしています。また、複雑化・複合化のおそれのある事例や、多機関で共有・相談したい事例について、支援者同士が気軽に相談できる場をつくっています。対象者への早期支援はもとより、支援者の連携強化や対応力の向上につながると考えています。

相談支援

地域づくり支援

参加支援

Topic 4

<分野を超えた支援者交流会>

顔の見える関係づくりを目的に、相談支援に係る様々な分野の支援者が顔をあわせて交流する機会をつくっています。関係性を築くことで普段からの連携・協働が促進されることを期待しています。



令和5、6年度は「コミュニティコーピング」ゲームを実施する中で交流を深め、包括的支援体制についての学びも深めました。

相談支援

地域づくり支援

参加支援

顔の見える関係をつくりませんか？

ゲームを通して「とりこぼさない支援体制」について学び、参加者同士の交流も図ります！

コミュニティコーピングゲームとは

人と地域資源をつなげることで「社会的孤立」を解消する協力型ゲームです。ゲームは2021年からスタート！ターンごとに、悩みを抱えた人が発生します。悩みが解決されず連発されると、地域体制が崩壊し、ゲームオーバー！果たして豊かな地域は、2030年まで存続し続けることができるのでしょうか？！

「分野を超えた支援者交流会」

日時
①8/20（水） ②8/29（金）
午後1時30分～3時30分

会場
教育・福祉連携拠点
「らしっく」
（バンビオ1番館5階）

対象
行政、社協、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等

申し込み
参加申込書を右記へメールください <8/4（月）締切>

お問い合わせ
地域福祉連携室 ぐらし連携担当
☎ 955-3177（内線2334）
chikitfukushi@city.nagaokakyo.lg.jp

関連事業

<そだちの架橋ネット事業（教育と福祉の連携）>

教育・保健・福祉機関が一体となり、学術研究機関と連携し、最新の知見を活用しながら、科学的根拠に基づく学習・生活支援を進めています。脳科学、発達心理学等の知見とエビデンスに基づいた支援策を推進します。

具体的には、市民や支援者、関係者向けの研修や、児童生徒向けの心理プログラムの導入、調査研究に関する専門的知見等を活用し、心や発達に関する正しい理解と啓発を促進します。

また、多機関協働事業に配置する教育コーディネーター（教職経験者）の機能を活かし、教育委員会、教育機関、学校配置のスクールソーシャルワーカーとの連携等、切れ目のない支援体制を構築します。

相談支援

地域づくり支援

参加支援

<ひきこもり支援事業>

「市ひきこもり専門相談会」を毎月開催することに加え、新たな取り組みとして若年層への早期支援を実施するために、中学在学学生・卒業生を対象とした義務教育修了後を見据えた生活に関する相談会・説明会の実施や、教育委員会・教育機関・学校配置のスクールソーシャルワーカー等との連携を進めています。

本市のひきこもり支援体制においては「ひきこもりサポート事業」から「ひきこもり支援ステーション事業」へ移行し、ひきこもり相談窓口を明確化したうえで、相談支援、居場所づくり、関係者間のネットワークづくり等を一体的に実施し拡充していきます。

ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業

ひきこもり支援ステーション事業 (R4~)

必須事業

- 相談支援事業（窓口周知）
ひきこもり支援コーディネーター（1名以上配置）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。
- 居場所づくり事業
- 連絡協議会・ネットワークづくり事業

任意事業

- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業
- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 専門職の配置

<主な取組例>

A市 人口約 約19万人
相談窓口は一部社福法人へ委託により開設
その他、農作業を通じた居場所の開設や、住民等への実態調査を予定

B市 人口約 約1.5万人
相談窓口は法人へ委託により開設、アウトリーチ型支援も実施する。町が運営するデイケアと連携したグループ活動、居場所の設置等

ステーション事業、サポート事業は、2以上の自治体による共同実施も可能

※サポート事業からステーション事業への移行

ひきこもりサポート事業 (H30~)

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて**任意の事業を選択**（複数可）して実施

相談支援事業	居場所づくり事業	連絡協議会・ネットワークづくり事業	当事者会・家族会開催事業
住民向け講演会・研修会開催事業	サポーター派遣・養成事業	民間団体との連携事業	実態把握調査事業

<主な取組例>

C市（中核市）人口約37万人
ひきこもりに悩んでいる家族を対象に、認知行動療法に基づくCRAFT手法を用いた関わり方研修を開催（委託）
全6回コース×2回（年）

D市 人口約 9.5万人
民生委員児童委員へのアンケート調査による実態調査を実施
・事前説明会の開催
・作成と結果分析等

出典：厚生労働省

66

Topic 5

相談
支援

地域
づくり
支援

参加
支援

<きずなコーディネーター>

身近な地域で、顔の見える関係づくりや安心できる地域づくりを進めることを目的に、全10小学校区にきずなコーディネーターを配置し、地域住民の思いや活動が継続できるように支援します。

また、既存の社会資源（参加の場）では対応できない個別性の高いニーズに対応するため、既存の社会資源と連携し、コーディネートします。多様なニーズに対応できるよう、受け皿となる既存の社会資源の拡充や新たな参加の場の立ち上げ等を進めます。



京都西山短期大学
「にほんごおしゃべりカフェ」
災害時等、困ったときに助け合える地域でのつながりづくりの支援



「こめこめくらぶ」
誰もがゆったりとくつろげる居場所づくりの支援

8 包括的支援体制の構築における重点施策の目標・評価指標

包括的支援体制構築のための本市の目標を以下に掲げ、5つの重点施策について評価指標を設定します。

- 目標**
- ・地域での包括的支援体制の理解の浸透や支え合い・助け合いの基盤を育む
 - ・地域で多様な活動（参加や活躍の場）が充実・活性化するよう、持続可能な地域づくりを実践する
 - ・支援者の連携強化と対応力向上のための取り組みを行う
 - ・権利擁護支援の視点をもち包括的支援体制を充実する

	インプット (施策)	活動 (実施すること・内容)	アウトプット (結果)	アウトカム (効果・成果)
1	とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・とりこぼさない支援をうみだす交流会を3回/年開催する ・多様な分野の地域の活動者、企業、専門職が参画できるよう推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数を維持する ・新規参加者数を維持する ・参加者向けアンケートで「交流会の参加に 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で包括的支援体制の理解の浸透と体制構築が促進される ・地域での多様な活

		<ul style="list-style-type: none"> ・参加者向けアンケートを実施する 	<p>より活動のコラボレーションや新しい活動がうまれた」と回答した人の割合が増加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の包括的支援体制への理解度があがる 	<p>動（参加や活躍の場）が充実、活性化する</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援事業 ・多機関協働事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ支援会議、重層的支援会議を実施する ・権利擁護支援の中核機関や司法書士等、専門機関と連携する ・定例会を5回/年以上、庁内ネットワーク会議を1回/年開催する ・分野を超えた支援者交流会を1回/年以上開催する ・支援者向けアンケートを実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携がしやすくなったと感じる支援者が増加する ・包括的支援体制への理解度があがる 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援において連携がしやすくなり支援者の負担感の軽減や対応力の向上につながる ・支援者の包括的支援体制の理解と体制構築が促進される
3	こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり等の担い手になり得る住民の掘り起こしを行う（周知強化、意識醸成） ・居場所の立ち上げモデルケース1か所/年以上の伴走支援を実施する（R8年度） ・研修や専門的な助言を受け、本市と中間支援団体（きずなコーディネーター、市民活動サポートセンター）がノウハウを習得し連携して実施する ・福祉に限らず多様な分野と連携、協働する 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデルケースの実践や専門的助言により中間支援団体がスキルアップする ・居場所づくり活動実施率（居場所づくり活動開始件数/居場所づくり活動の相談実件数）が上昇する 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援団体による持続可能な地域づくりが実現する ・地域の居場所等（参加や活躍の場）が充実、活性化する ・新規活動団体・担い手が増加する
4	そだちの架橋ネット事業（教育と福祉の連携）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・福祉の連携会議を3回/年以上開催する ・学術研究機関と連携し科学的根拠に基づく研修やプログラム、調査研究等を実施する ・スクールソーシャルワーカーとの連携を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者のスキルアップと意識が醸成される ・教育・保健・福祉の連携が強化される 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・分野のはざまを生まない、埋める体制が強化される（予防と早期支援。教育・福祉の切れ目のない支援。）

5	ひきこもり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの相談窓口を設置継続し、ひきこもり支援ステーション事業へ拡充する ・中学在校生・卒業生を対象とした義務教育修了後を見据えた生活に関する相談会・説明会を開催する ・個人の状態に応じたプランを作成し自立を促す ・乙訓絆サークルに参画する ・ひきこもりに係る相談窓口や講座等の周知を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり状態にある人の相談数が増加する ・潜在的なひきこもり状態にある人が相談につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり状態にある人が自立へ踏み出す（就労・居場所・医療・制度等につながる）
---	-----------	--	---	--

9 進捗管理・評価

施策を確実に推進していくため、PDCA サイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、見直し：Action）を通じて、定期的に点検・評価し、地域住民や関係機関等との検討も踏まえ、必要に応じて取り組みの見直し等を行います。

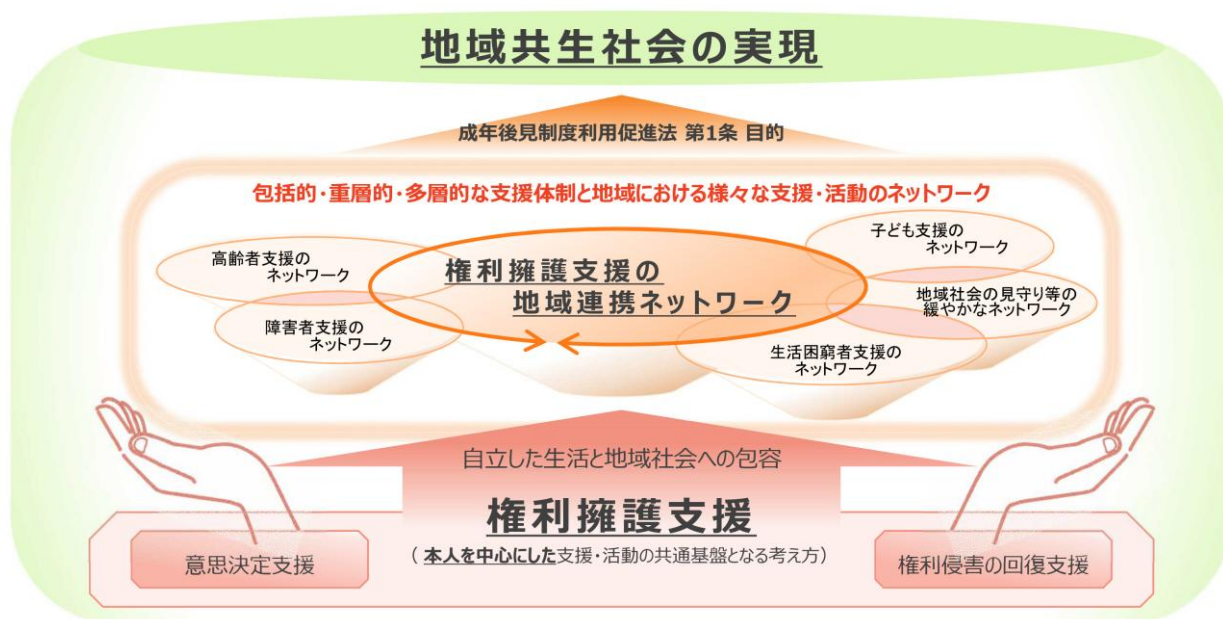
長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画と同様に、長岡京市地域健康福祉推進委員会において、毎年度進捗状況の報告や方向性を確認し、改善について検討する体制を整えます。

◆長岡京市第2期成年後見制度利用促進基本計画◆

国は、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行しました。その中で、市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう努めることが示されていることを受け、本市では、成年後見制度を地域で自分らしく安心して生活するための権利擁護支援の一手段であると捉え、ほかの計画と連動して有機的に実施するため、令和3年3月に長岡京市第2次地域健康福祉(中期)計画の中に長岡京市成年後見制度利用促進基本計画(以下「前計画」という。)を策定しました。

その後、国は、令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の第二期計画」という。)を閣議決定しました。国の第二期計画では、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進するということを柱として、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするものではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならないとしています。

本市では、前計画の内容を見直し、また、国の第二期計画の内容等を踏まえて、長岡京市第2期成年後見制度利用促進基本計画を策定します。



(出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画・施策の実施状況等)



1. 本市の現状

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人を護る制度で、家庭裁判所に申立することにより、成年後見人等が選任されます。成年後見制度を利用する人の数が、認知症、知的障がい、精神障がいのある人の数よりも圧倒的に少ないことから制度が十分に活用されていないとされている現状もあります。

【成年後見制度利用者数】	261人 ¹	【地域福祉権利擁護事業利用数】	38人 ²
【認知症高齢者数】	2,389人 ³		
【療育手帳所持者数】	769人 ⁴	【精神障害者保健福祉手帳所持者数】	853人 ⁴

制度が十分活用されていないのではないかと言われる背景には、制度利用のために家庭裁判所への申立が必要であったり、専門職後見人が弁護士や司法書士であったりする等、普段なじみのない法的専門機関や専門職の関わりがあることに抵抗を感じられる人が多いことや選任された成年後見人等が財産管理に偏重した支援を行うことにより「成年後見制度は使いにくい制度だ」という認識が広がったことなどがあります。

本市では、平成 29 年度に庁内の体制を整備し、平成 30 年度から専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）との交流を開始し、令和元年度からは市内関係機関と専門職団体、家庭裁判所が一同に会して実施する合同勉強会を実施しています。また令和 2 年度からは権利擁護支援について関係機関が専門職団体に相談できる体制を整備しています。

2. 前計画期間中の取り組み状況

- ① 必要な人が制度を利用できるよう、周知・啓発を行いました。

市民の権利擁護意識を高め、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の理解促進を図るため、講演会や研修会等を実施し、また、リーフレットを作成して配布する等周知・啓発を図りました。また、成年後見制度を含めた権利擁護支援を行う相談窓口を周知し、早期発見・早期支援を行いました。

- ② 中核機関の設置を行い、地域連携ネットワークを整備しました。

令和 3 年度に本市と総合生活支援センターの指定管理受託事業者である市社協とで、ネットワーク構築のためのコーディネートを担う中核機関を共同設置しました。

市社協や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等市内の権利擁護支援に取り組む組織だけでなく、専門職団体や家庭裁判所、新たに金融機関等とも連携し、市民や市内事業所へ働きかけ、福祉だけでなく司法等を含めた地域連携ネットワークづくりを行いました。また、成年後見制度の運用が生活上の基本的なニーズの充足だけでなく、本人の意思を十分に尊重するための意思決定支援を前提とした身上保護を重視した運用となるよう、専門職による専門相談を年 4 回実施するなど、成年後見人等との連携を図りました。

- ③ 協議会を設置し、権利擁護に関する地域生活課題の検討の場を確保しました。

成年後見制度の利用促進に関する取り組みを進める中で明らかとなった権利擁護

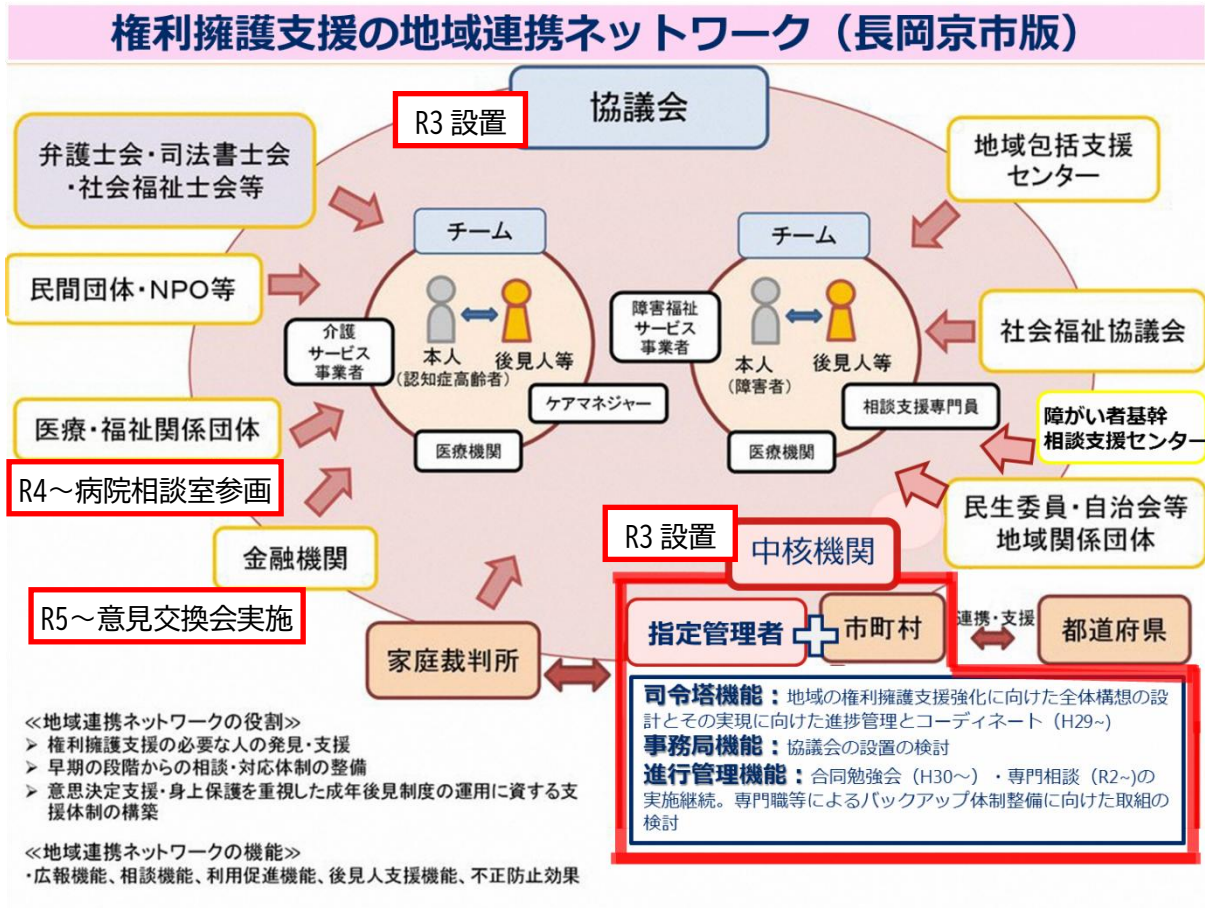
¹ 令和 7 年 3 月末現在 情報提供元：京都家庭裁判所

² 令和 7 年 3 月末現在 情報提供元：市社協

³ 令和 7 年 3 月末現在 要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上のもの

⁴ 令和 7 年 3 月末現在

支援に関する地域生活課題について、関係機関や地域住民とともに検討し、利用促進体制の充実や見直し等を行い、包括的な支援体制を構築していきけるよう、令和3年度にこれまでの合同勉強会を協議会へ移行しました。



(参考：厚生労働省 成年後見制度利用促進基本計画について)



3. 取り組み方針

① 必要な人が制度を利用できるよう、引き続き周知・啓発を行います。

引き続き本市と総合生活支援センターの指定管理受託事業者である市社協とで共同運営する中核機関を中心として、権利擁護支援について、また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の理解促進を図るため、研修会等を実施し周知・啓発を図ります。また、地域連携ネットワークを活用するなど、成年後見制度を含めた権利擁護支援を行う相談窓口を周知し、早期発見・早期支援を行います。

② 権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進します。

前計画期間中に福祉の関係機関だけでなく、専門職団体や家庭裁判所、金融機関

等を含めて構築した地域連携ネットワークを更に推進し、地域において権利擁護支援に係る意識の醸成を図り、早期発見・早期支援へつなげます。

また、引き続き専門職団体の協力の下、専門職による専門相談を実施し、成年後見人等を担う専門職団体と福祉支援者の連携を図ります。

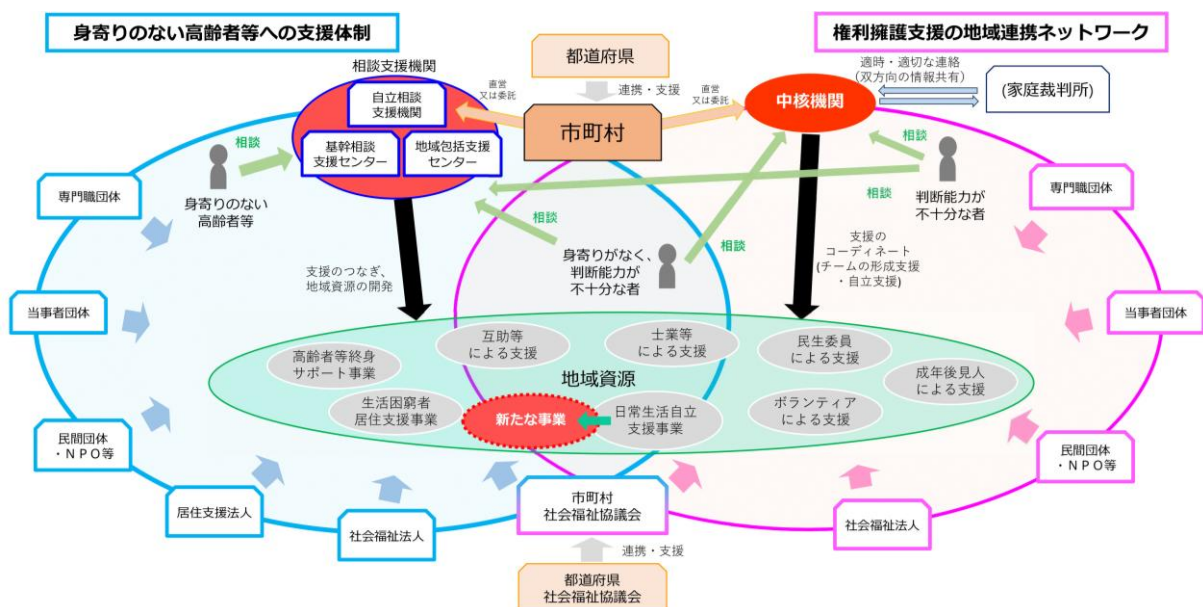
③ 協議会を中心に、権利擁護に関する地域生活課題の検討の場を確保します。

中核機関が運営する年 2 回の協議会を引き続き開催し、本市における権利擁護支援に係る取り組みや課題を共有します。また、福祉支援者や行政機関、専門職団体等と顔の見える関係を構築し、円滑な連携や協力につなげます。

④ 社会福祉法の改正等を含めた国の動向を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。

現在、国では、成年後見制度を有期的に利用できる制度とすることや、中核機関を法制化すること、また、身寄りのない高齢者等への支援等について、社会福祉法の改正等を含めて審議が進められています。本計画期間中、国の動向を注視しながら、本市として必要な対応を検討していきます。

また、身寄りのない高齢者等への支援については、相談から支援へのつながりがチームにより適切に行われるよう、地域連携ネットワークと連動した支援体制を整備します。



(出典：厚生労働省 第 29 回社会保障審議会福祉部会資料)



資料編

資料1. 用語集

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要でありながら、相談につながっていない人に対し、行政や支援機関が積極的に出向いて働きかけ、支援につなげる取り組み。

インクルーシブ

「包摂（ほうせつ）的な」「包括的な」。年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人々が排除されることなく、互いに認め合い共生していくこと。

【か行】

QOL（生活の質）

Quality of Life の略。身体的・精神的・社会的に満たされ、自分らしく満足度の高い人生を送っているかを指す指標。

ゲートキーパー

自殺の危険が高まっている人に気づき、声をかけ、必要な支援につなぐ役割を担う人。

権利擁護支援

特に社会的に弱い立場にある人々が、自らの権利を守り、安心して生活できるように支援すること。この支援は、本人の意思を尊重しながら、法的・社会的な保護を提供し、権利侵害を防ぐことを目的とする。

合理的配慮

障がいのある人が他の人と平等に生活や社会参加ができるよう、負担が過重とならない範囲で環境や対応を調整すること。

個別避難計画

災害時に支援が必要な人一人ひとりについて、避難方法や支援者を定めた計画。

後見人

成年後見制度に基づき、本人に代わって財産管理や契約行為などを行う人。

【さ行】

災害時にともに助けあう制度（災害時用配慮者支援制度）

災害時に自力で避難することが難しい人を地域で支援する制度。支援を必要とする人の名簿を作り、自治会、自主防災組織、民生児童委員、近隣住民などと共有し、発災時に地域で助け合うためのしくみ。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的に、社会福祉法に基づき市町村単位で設置されている民間の福祉団体。住民参加による支え合い活動や相談支援などを行う。

重層的支援体制整備事業

複雑化・複合化した課題に対応するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う包括的な支援体制を構築する事業。

自律

自己を律すること、社会に適応するといったとらえ方ではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する意味。

成年後見制度

認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない人を、法律的に支援する制度。

【た行】

ダブルケア

子育てを行っている人（世帯）が、同時期に親の介護を担う状態のこと。

多様性

性別、年齢、文化、価値観、能力など、人が持つ違いを尊重し合い、その違いを社会の力として活用していく考え方。

地域共生社会

制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来を超えて、年齢や障がいの有無などに関わらず、すべての人が地域で役割を持ち、支え合いながら暮らす社会。

地域包括支援センター

高齢者を介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるための相談機関。

中間支援団体

NPO や市民活動団体、地域住民等と行政の間に立ち、資源（人材、資金、情報、場所等）

の仲介・マッチング等の支援、運営サポート、人材育成等を行う団体・組織。

【は行】

パートナーシップ

共通の目的に向けて、立場の異なる人や組織が協力し合う関係。

ハザードリスク

災害や事故により生じる被害の大きさや起こりやすさを示す概念。

8050 問題

80 代の親が 50 代の子の生活を支える状態で、親子ともに孤立し、困窮する社会問題。

ひきこもり

仕事、学校、社会的な活動から離れて、自宅にひきこもることが続いている状態。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

プラットフォーム

関係機関や団体が情報を共有し、連携・協働するためのしくみや基盤。

【ま行】

民生児童委員

民生委員・児童委員のことで、地域住民の身近な相談役として、福祉に関する相談支援や関係機関とのつなぎ役を担うボランティア。民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている日常生活上の家事や家族の世話などを過度に行っているこども・若者のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が利用しやすいよう配慮された設計や考え方。

資料2. 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）の概要

目的：長岡京市第2次長岡京市地域健康福祉（後期）計画及び市社協の長岡京市第5次地域福祉活動計画の策定にあたり、地域住民や活動されている人にお集まりいただき、地域福祉をめぐる課題について共有し、ともに考え、出された意見を各計画に反映させるために実施しました。

参加者等：①本市全域で4中学校区ごとに住民や活動者に参加してもらい開催

②テーマ別に全市域から対象者を選定して開催

テーマ：「5年後に目指したい姿を実現するために、私たちは、〇〇したい」

方法：少人数のグループに分かれ、個人や地域でできること等について意見交換

（校区别）

中学校区（小学校区）	日程	参加者数
長岡中学校区（神足・長法寺・第六）	令和7年4月19日（土）	52名
長岡第二中学校区（第三・第七・第十）	令和7年3月22日（土）	53名
長岡第三中学校区（第四・第八・第九）	令和7年5月10日（土）	56名
長岡第四中学校区（第五）	令和7年2月15日（土）	22名

（対象別）

対象者	日程	参加者数
長岡第三小学校4年生	令和7年1月21日（火）	86名
地域福祉活動者（ふれまち・いきいきサロン・ボランティア）	令和7年1月29日（水）	36名
GGながおか（当事者団体）	令和7年3月4日（火）	4名
やすらぎクラブ長岡京役員	令和7年3月11日（火）	3名
長岡京市内社会福祉法人連絡会	令和7年6月24日（火）	10名

使用したシートの一例



ワークショップの様子



資料3. SDGs との関連

■ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）を年限とする 17の国際目標（ゴール） です。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとされています。17の目標（ゴール）には、さらに169のターゲットと232の指標が決められています。

本計画では、各目標（施策）の推進が、主にどの目標（ゴール）に寄与するかアイコンで表示しています。

普遍性	先進国を含め、すべての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」
参画型	すべてのステークホルダーが役割を
統合性	社会・経済・環境に統合的に取り組む

【各目標のアイコン】



(出典：外務省 SDGs とは?)



資料4. 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、長岡京市における健康福祉を総合的に推進するため、健康福祉に関する課題及び課題解決の方向性や取組等について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康福祉分野に係る行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般に係る取組に関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (5) その他市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (3) 第7条第4項に定める部会の部会長
 - (4) 第7条第1項に定める部会員であり、各部会から推薦された者
 - (5) 第7条第1項第5号に定める部会員であり、各部会から推薦された者
- 2 委員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 5 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、健康福祉部地域福祉連携室長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

- 2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(各部会の目的)

第5条 推進委員会は次に掲げる部会で構成し、各部会は、次条に規定する所掌事項について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会（長岡京市児童対策審議会条例（昭和54年長岡京市第21号）に基づき設置する長岡京市児童対策審議会を兼ねる）

(3) 障がい福祉部会

(4) 高齢福祉部会

(各部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関する事。
- (2) 健康増進計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他地域の健康づくり推進に必要な事項に関する事。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他児童福祉施策に必要な事項に関する事。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関する事。
- (2) 障がい者（児）福祉基本計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他障がい者福祉施策に必要な事項に関する事。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関する事。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他高齢者対策に必要な事項に関する事。

(各部会の構成等)

第7条 各部会は、前条に規定する所掌事項に応じて、次に掲げる部会員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉サービスの利用者
- (3) 保健福祉サービスの提供者
- (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認めた者

2 部会員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各部会に部会長を置くことができ、当該部会に属する部会員の互選により決定する。

5 前項の部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者が、

その職務を代理する。

(各部会の会議)

第8条 各部会の会議は、次に掲げる課の長がそれぞれ招集し、進行する。ただし、部会長を置いたときは、部会長が会議を進行する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

2 各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉連携室において総括し処理する。ただし、各部会に係るものについては、次に掲げる課においてそれぞれ処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者（児）福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。

3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

資料5. 長岡京市地域健康福祉推進委員会の実施状況

年月日	委員会等	協議内容等
令和7年9月18日	令和7年度第1回長岡京市地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市第2次地域健康福祉（中期）計画の進捗状況について ・住民の対話ワークショップ（住民懇談会）の報告 ・長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画（骨子案）について
令和7年11月18日	令和7年度第2回長岡京市地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画（素案）について ・長岡京市とりこぼさない支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）実施計画について
令和8年2月4日	令和7年度第3回長岡京市地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「長岡京市第2次地域健康福祉計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について ・長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画（最終案）について

資料6. 長岡京市地域健康福祉推進委員会委員名簿

令和7年9月1日から令和10年3月31日

(敬称略)

氏名	選出区分	区分	所属団体等
◎ 安藤 和彦	部会長	児童福祉部会	京都西山短期大学
○ 島田 浩	部会長	高齢福祉部会	京都済生会病院
武田 康晴	部会長	障がい福祉部会	華頂短期大学
松田 亮三	部会長	健康づくり部会	立命館大学
長谷川 豊	学識経験者		京都府立大学
村上 裕子	部会推薦	児童福祉部会	小中学校長会
西小路 博子	部会推薦	高齢福祉部会	長岡京市民生児童委員協議会
井上 譲	部会推薦	障がい福祉部会	乙訓障害者支援事業所連絡協議会
佐々谷 千穂	部会推薦	健康づくり部会	長岡京市スポーツ協会
鈴木 博雄	関係団体		乙訓医師会
奥野 豊勝	関係団体		京都府乙訓保健所
西野 美穂	関係団体		長岡京市社会福祉協議会
田尻 龍一	関係団体		自治会長会
栗山 由生	部会推薦	障がい福祉部会	公募委員
森 晃 (北村 すみ子)	部会推薦	健康づくり部会	公募委員

※「◎」印は委員長、「○」印は職務代理者

※カッコ () は前任の委員

長岡京市第2次地域健康福祉（後期）計画

令和8年 3月発行

長岡京市 健康福祉部 地域福祉連携室

〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

TEL (075) 955-9516 FAX (075) 951-7739